

第5期栃木県食育推進計画 とちぎ食育元気プラン (2026-2030) (素案)

「こどもから大人まで 食の未来を育む食育の推進」

食育とは（食育基本法より）

生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる。

令和8(2026)年1月

栃木県

目次

I はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の推進体制	3
5 計画の進行管理	3
II 食育に関する情勢	5
1 食に関する意識と消費構造	5
2 県民の食生活の状況	8
3 県民の健康に関する状況	11
4 県民の食品に関する安全への意識	13
5 県内の農畜産物の生産状況	14
6 栃木県食育推進計画(第4期)指標の達成状況	15
7 SDGs(持続可能な開発目標)と食育	16
8 食育をめぐる新たな課題	16
III 基本理念およびコンセプト、基本目標	17
1 基本理念	17
2 コンセプト	17
3 基本目標	17
IV 施策の展開と指標	18
基本目標1 食と農への理解を通じて豊かな心、人間性を育みます	21
基本的方向1 食に感謝する心の醸成	21
基本的方向2 食を楽しむ機会の確保	24
基本的方向3 地域の食材や食文化に触れる機会の拡大	26
基本目標2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します	28
基本的方向1 良好な栄養・食生活の推進	28
基本的方向2 自然に健康になれる食環境づくり	32
基本目標3 食の安全と信頼性の確保や 県民と協働した食育活動を推進します	34
基本的方向1 食の安全と信頼性の確保	34
基本的方向2 地域の推進体制の強化	36
V 参考資料	40
1 ライフステージに応じた食育の推進	40
2 とちぎ食育推進連絡会設置要領	42
3 食育基本法	44

I はじめに

1 計画策定の趣旨

国は、国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的に、平成 17(2005)年6月、食育基本法を制定し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたって健康で文化的な国民の生活と豊かな活力ある社会の実現を目指すとしています。

本県においては、食育基本法第 17 条に基づき、『県民一人ひとりが、生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育むこと』を食育の基本理念と定め、平成 18(2006)年 12 月に栃木県食育推進計画「とちぎの食育元気プラン」を策定しました。

さらに、平成 23(2011)年3月には「とちぎの食育元気プラン(第2期)」を、平成 28(2016)年3月には「とちぎ食育元気プラン 2020」を、令和3(2021)年3月には「とちぎ食育元気プラン 2025」を策定し、食育の普及・実践に向け、関係団体と連携しながら県民運動として、各種施策を展開してきました。

その結果、各市町の食育推進計画や推進体制が整備され、県内各地で様々な食育活動が展開されています。

一方、家庭環境の多様化や社会のデジタル化の進展等により、個人のライフスタイルが変化しているほか、外食や調理済食品の広まりなど、食に関する消費行動も大きく変化しており、これらの様々な状況に応じた食育の取組が求められています。

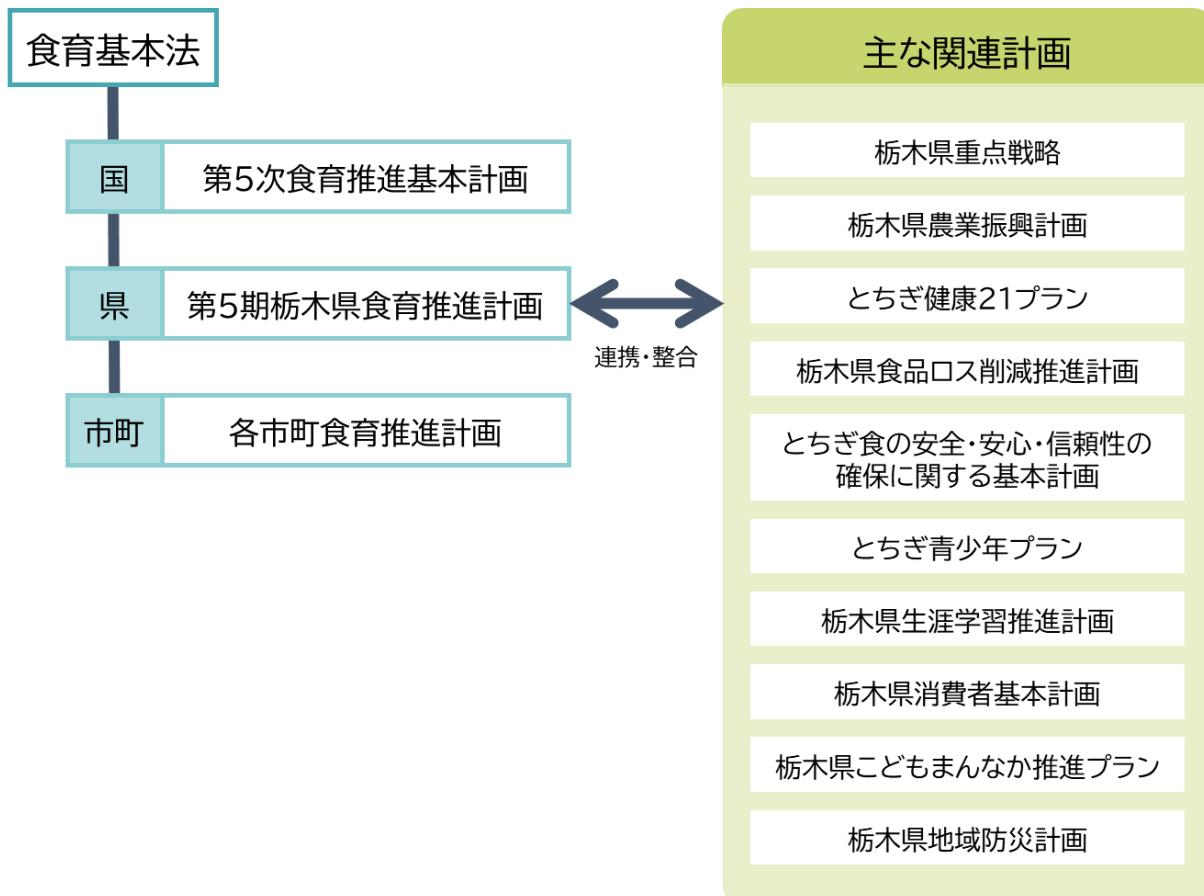
さらに、令和6(2024)年に改正された食料・農業・農村基本法においては、「食料安全保障の確保」が基本理念の中心に位置付けられ、かつ、消費者の選択が食料の持続的な供給に寄与することが明記されました。その後改正された食料・農業・農村基本計画では、食料の持続的な供給の確保に向けた農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進することが明記されるなど、食育の重要性が一層増してきています。

そこで、これまでの成果や課題、食をめぐる状況、社会情勢等を踏まえ、本県が目指す食育推進の方向性を再確認し、県と県民、市町、地域全体が連携を図り、食育に関する施策を総合的に推進していくための指針として、令和8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの5年間を期間とする第5期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン(2026-2030)」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、本県における食育推進の基本的方向性とその実現に向けての具体的な施策を明らかにするものであり、食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画として位置づけています。

なお、この計画の推進にあたっては、県の関係各部局が所管する関連計画等と整合を図るとともに、各市町において策定される市町食育推進計画、さらに、県民、民間団体の自主的な取組等との連携を図りながら進めるものとします。



◆ 食育基本法(抜粋)

(都道府県食育推進計画)

第17条 都道府県は、食育推進計画を基本として、当該都道府県の区域における食育の推進に関する施策についての計画(以下、「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

3 計画の期間

この計画は、国の食育推進基本計画や栃木県重点戦略、栃木県農業振興計画などの整合性を図るため、令和8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて、計画の見直しを行います。

4 計画の推進体制

この計画の推進に当たっては、食育に関する機関・団体等で構成する「とちぎ食育推進連絡会」を設置し、関係組織が横断的に連携・協力して取り組むものとします。

また、この計画に基づく取組について、県民、市町、教育・保育関係者、農林水産業者、食品関係事業者、NPO、ボランティア等に広く周知を図り、それらの食育関係者がそれぞれ創意と工夫を凝らし、県民運動として取り組みながら、県民一人ひとりが生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すこととします(栃木県における食育推進体制図(4ページ))。

5 計画の進行管理

この計画を着実に推進するため、目標の達成状況も含めてその進捗状況を適切に把握し、「とちぎ食育推進連絡会」等において、その効果等を評価・検証して、施策の見直しや改善に努めます。

食育ピクトグラム

食育ピクトグラムは、食育の取組についてわかりやすく発信するため、農林水産省が作成したものです。

カラー版とモノクロ版があり、資材やポスター、食品等の商品の包装等、食育の普及啓発に資する物に自由に利用することができます。

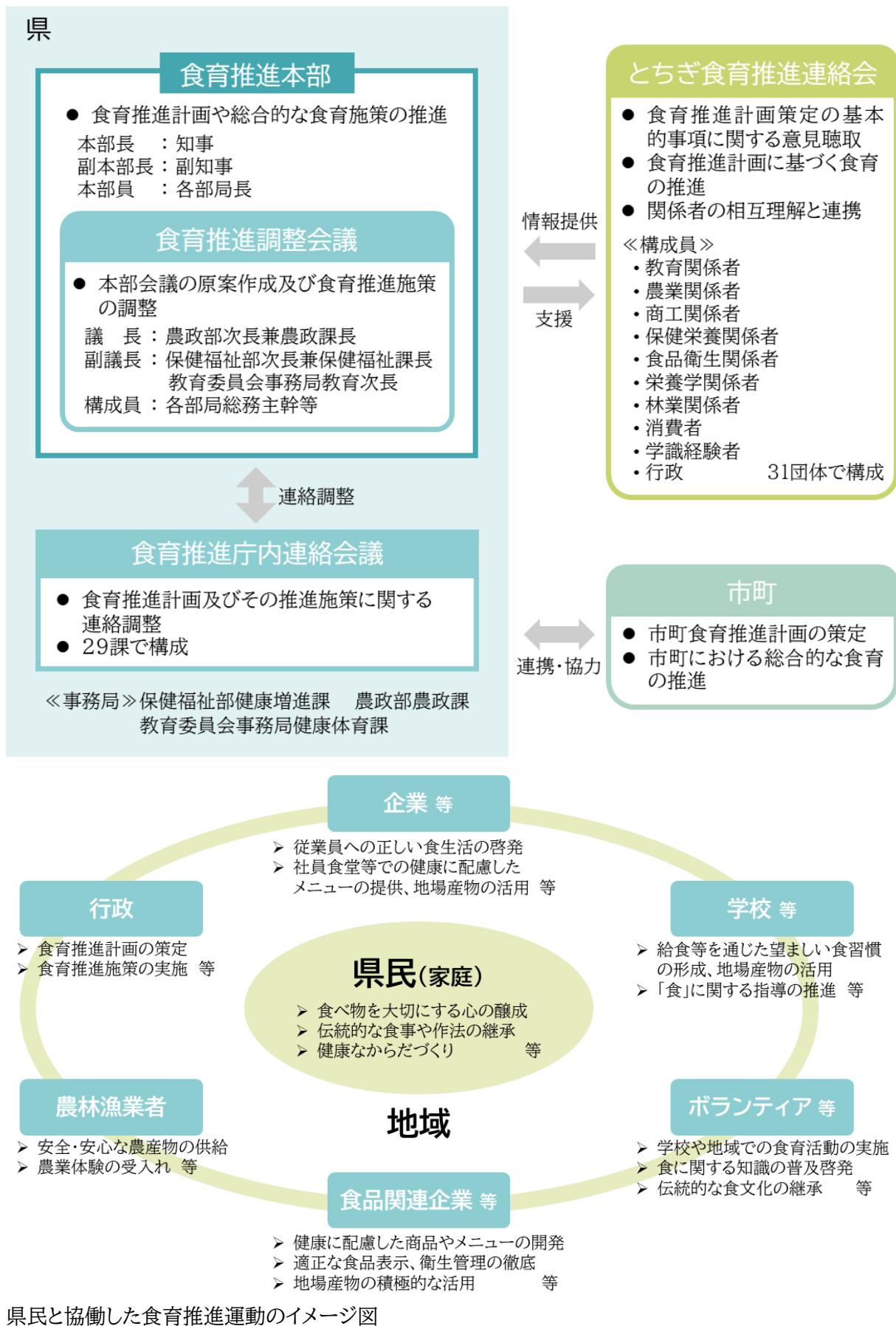
※詳細は以下のホームページを御覧ください。

【農林水産省 食育ピクトグラム及び食育マークのご案内】

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>



栃木県における食育推進体制図



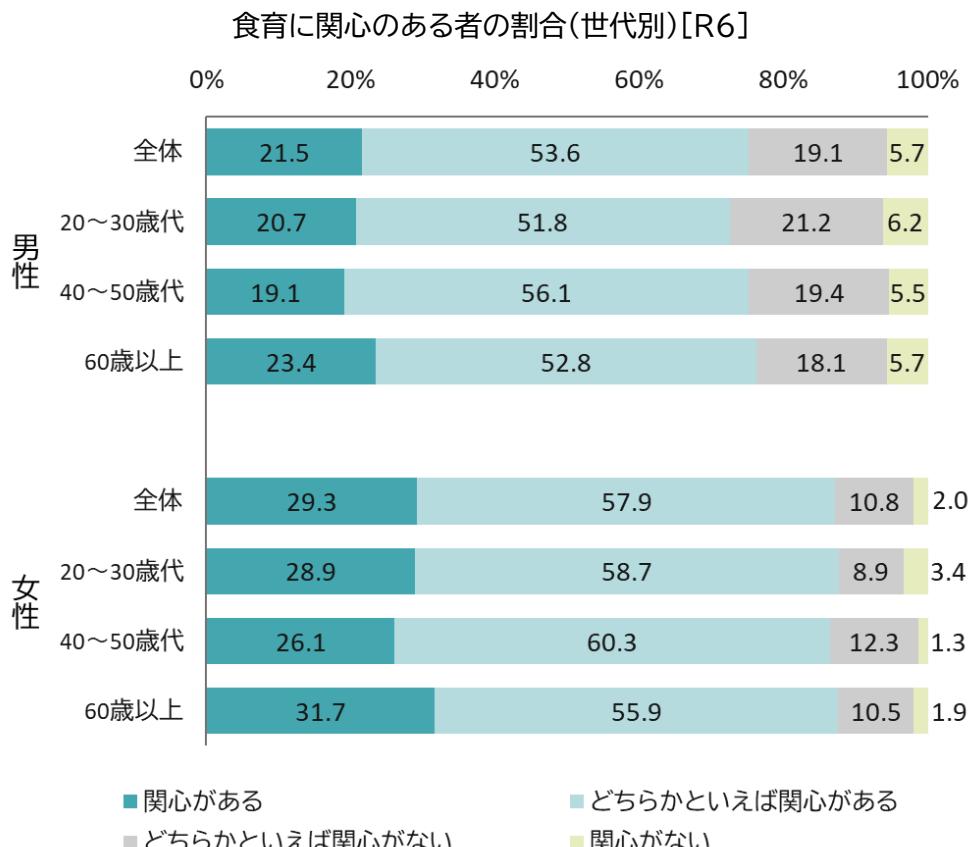
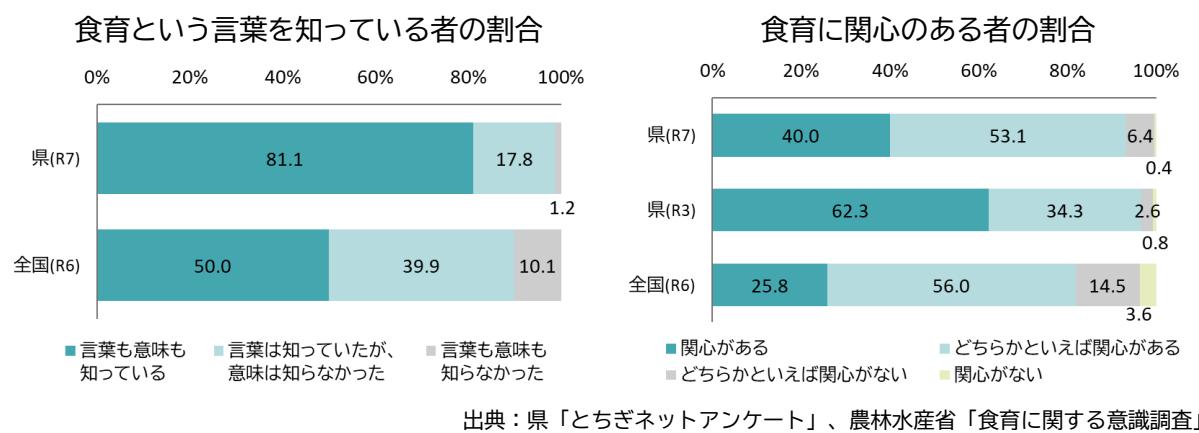
II 食育に関する情勢

1 食に関する意識と消費構造

(1) 食育に関する認識

○食育という言葉を知っている県民及び関心のある県民の割合は9割を超える食育の認知や関心は高い状況にあるといえます。

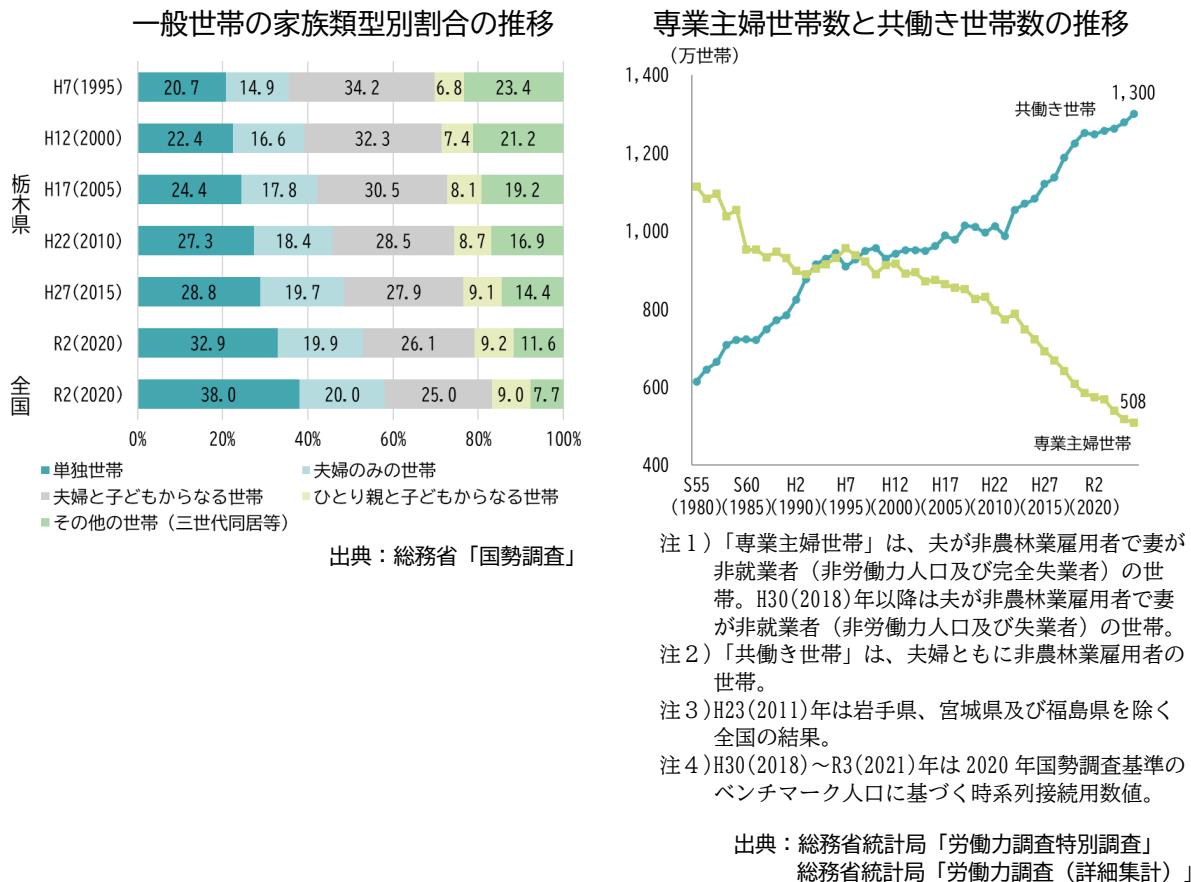
○男性よりも女性の方が食育への関心が高い状況です。また、世代別では、40～50歳代で、食育への関心がやや低下する傾向にあります。



出典：農林水産省「食育に関する意識調査」

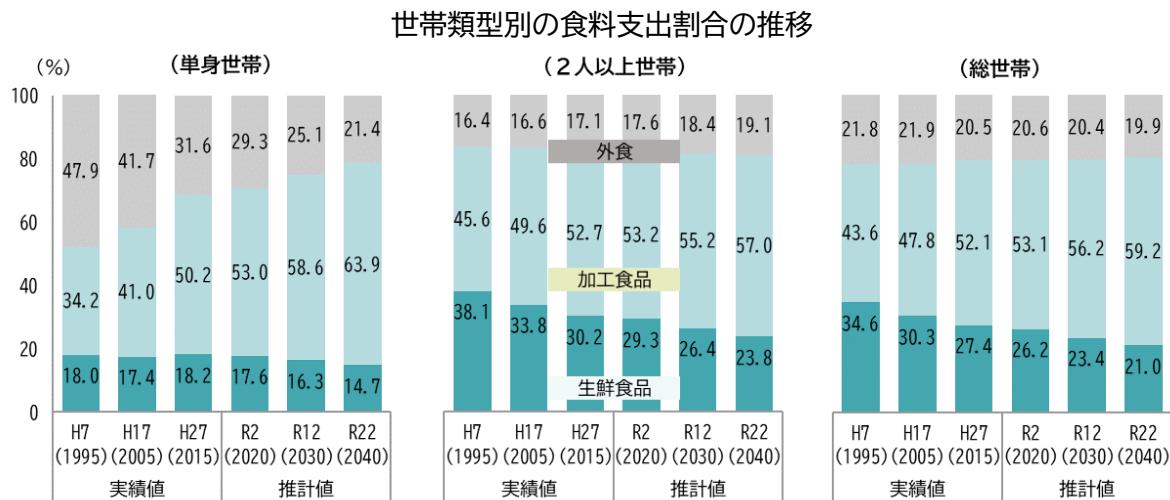
(2) 家族の在り方の変化

- 単独世帯や夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
- 令和6(2024)年度現在、共働き世帯が7割強を占めています。



(3) 食料の消費構造の変化

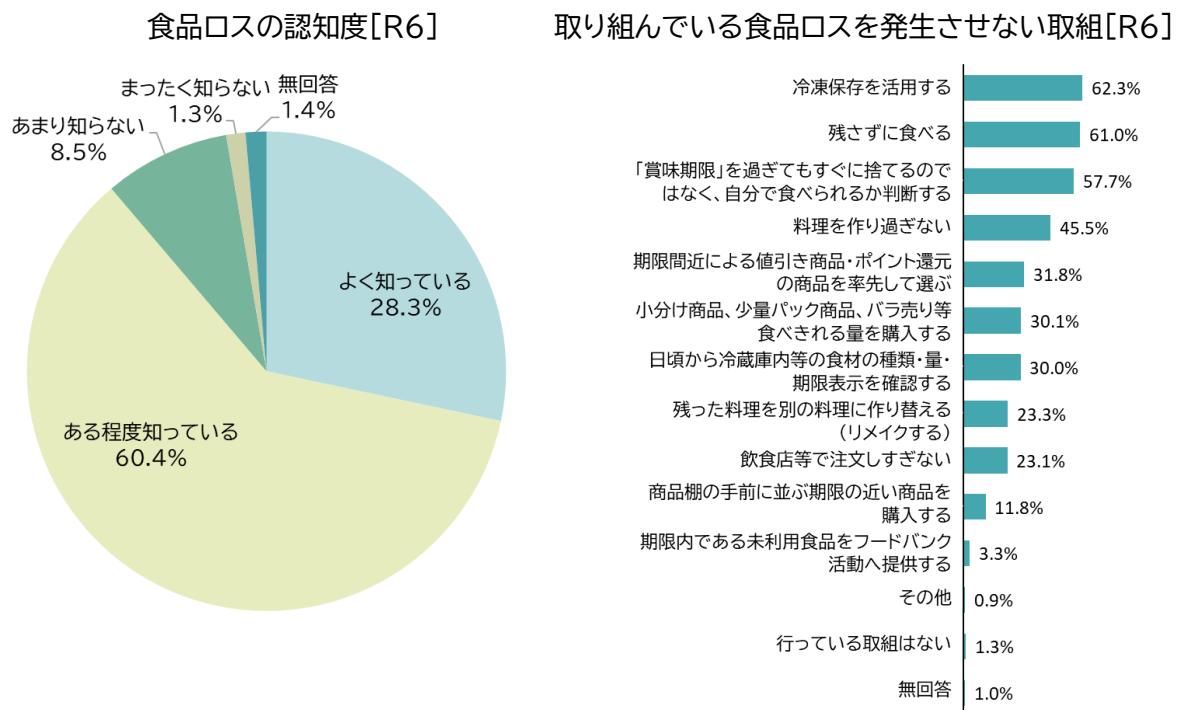
- 生鮮食品の消費割合が減少する一方、加工食品の消費割合は増加しており、今後も食の外部化が進むことが見込まれます。



出典：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来設計（2019年版）」

(4) 食品ロス※問題に対する認識

○食品ロス削減のために、何らかの取組を実施している県民の割合は約 88.2%となっています。



出典：県「栃木県政世論調査」

栃木県の食品ロス削減に向けた啓発運動

【とちぎ食べきり15運動】

宴会では多くの食べ残しが発生するため、宴会の開始後、終了前のそれぞれ 15 分間は自分の席でおいしく料理を食べる時間に充てる運動



【3きり運動】

料理はおいしく「食べきり」、食材は無駄なく「使いきり」、生ごみの水分を減らす「水きり」の実践を呼びかける運動



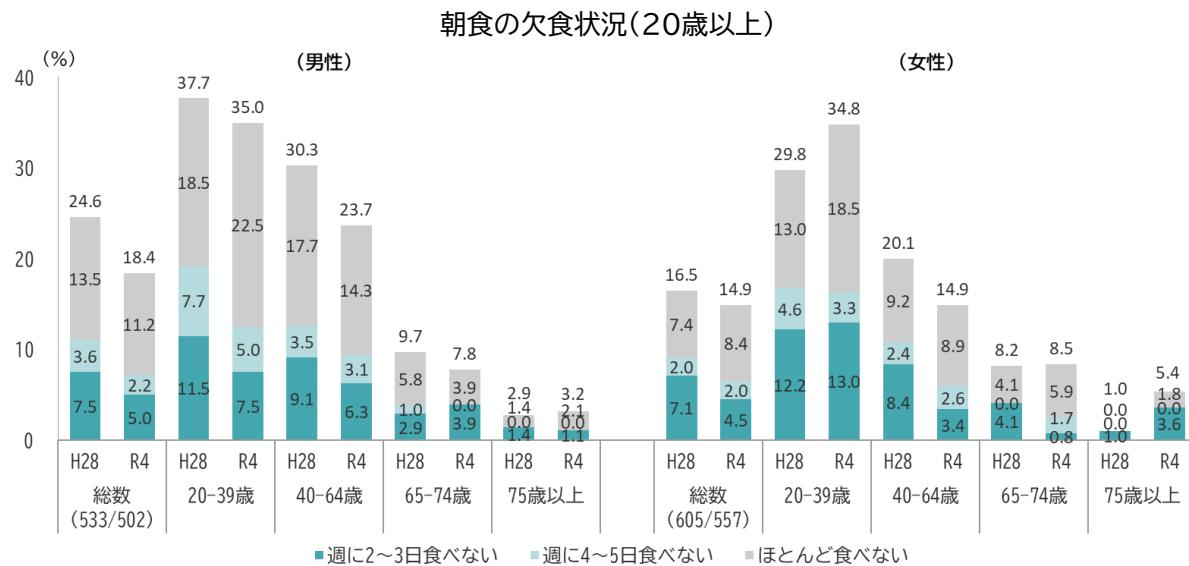
※「本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品」のこと。

例えば、製造・流通・販売の過程で発生する規格外品や売れ残り、飲食店での客が食べ残した料理や仕込みすぎた食材、家庭で賞味期限が切れた食材や調理後の食べ残しなど。

2 県民の食生活の状況

(1) 県民の朝食の欠食状況

- 朝食を欠食する県民の割合は2割程度で、男性は20～40歳代、女性は20～30歳代で高くなっています。
- 朝食を食べない日がある県民の割合は、前回調査(平成 28(2016)年度)よりやや減少したものの、20～39歳の男女で「ほとんど食べない」と回答した割合は増加しています。



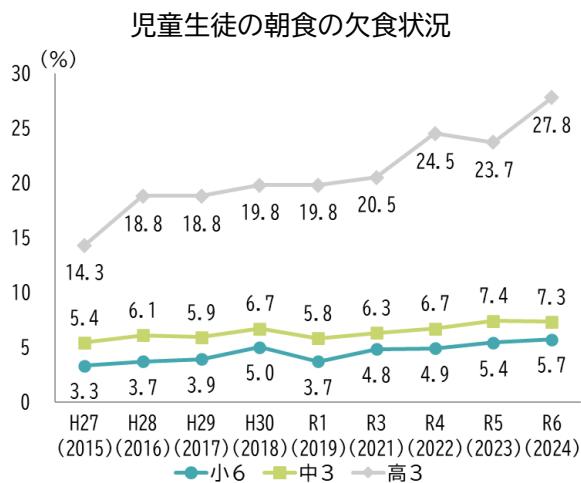
注1) グラフに掲載している数は、四捨五入のため、内訳合計が総数に合わないことがある。

注2) () 内の数値は、回答者数(無回答除く)。

出典：県「県民健康・栄養調査結果」

(2) 児童生徒の朝食の欠食状況

- 本県の児童生徒の朝食欠食状況は増加傾向にあります。
- 三世代同居等の割合の減少や共働き世帯の増加等(P6 参照)、家族の在り方の変化と関連していることが推測されます。



注1) (小6・中3) 朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」と回答した児童生徒の割合

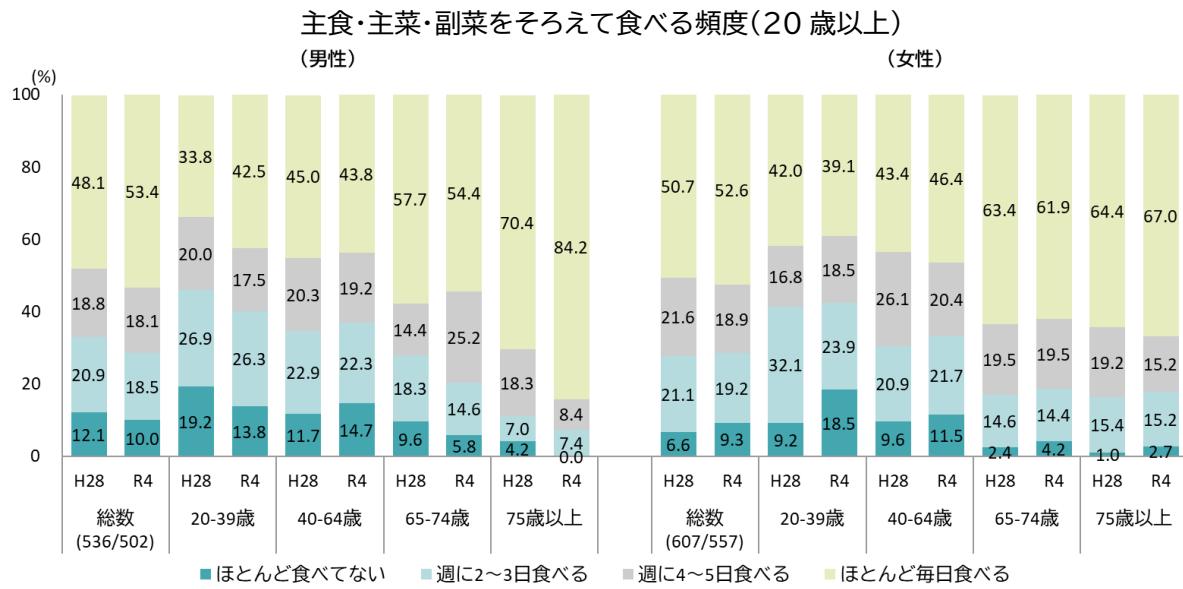
(高3) 朝食を「時々食べない」「毎日食べない」と回答した生徒の割合

出典：(小6・中3) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

(高3) 県「本県児童生徒の体力運動能力調査」

(3) 県民のバランスの良い食事の摂取状況

- 主食・主菜・副菜を揃えた食事をほとんど毎日、1日2回以上食べている県民の割合は、男性で5割台半ば近く、女性で5割強でした。
- 「ほとんど食べない」と回答した県民の割合は、20~39歳女性で前回調査(平成28(2016)年度)より増加しています。



注1) グラフに掲載している数は、四捨五入のため、内訳合計が総数に合わないことがある。

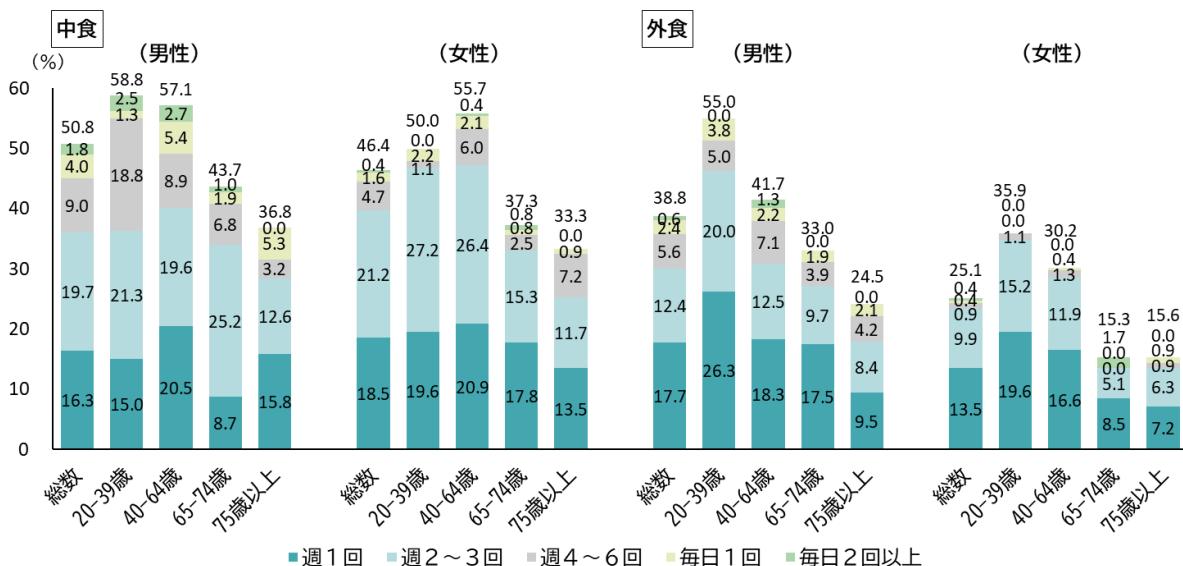
注2) () 内の数値は、回答者数(無回答除く)。

出典：県「県民健康・栄養調査結果」

(4) 中食・外食の利用頻度

- 中食(持ち帰りの弁当や総菜等)を週に1回以上利用している県民の割合は、男性で5割、女性で4割台半ばを超え、外食を週に1回以上利用している県民の割合は、男性で4割近く、女性で2割台半ばでした。

中食・外食の利用頻度(20歳以上)[R4]

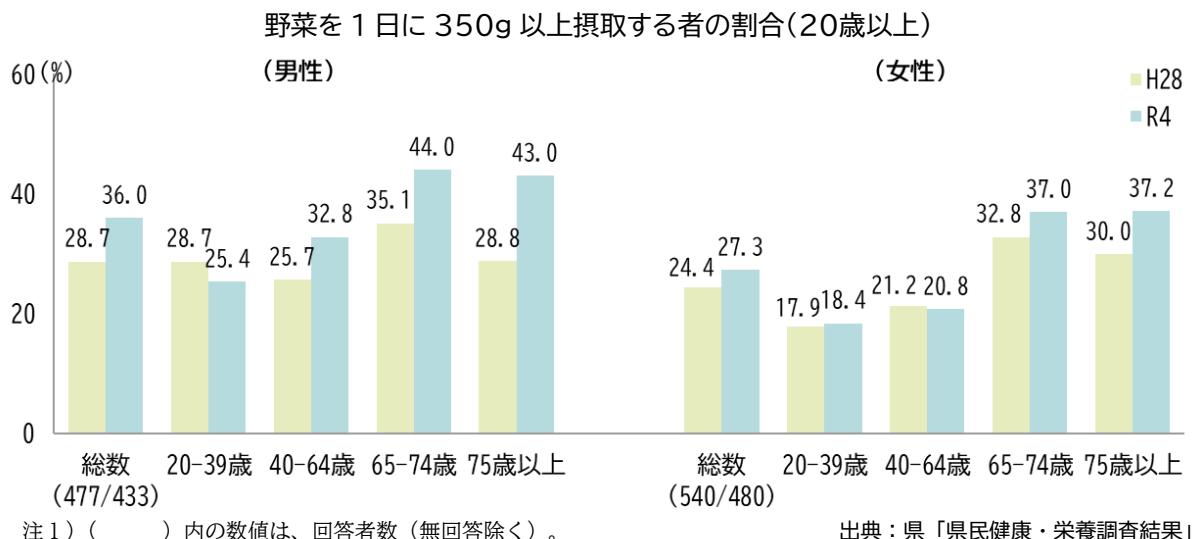


注1) グラフに掲載している数は、四捨五入のため、内訳合計が総数に合わないことがある。

出典：県「県民健康・栄養調査結果」

(5) 県民の野菜摂取量の状況

○野菜摂取量の目標値(350g)を摂取している県民の割合は、20～30歳代女性で2割近くにとどまっているものの、男女ともに総数では前回調査(平成28(2016)年度)と比較してやや増加しました。



出典：県「県民健康・栄養調査結果」

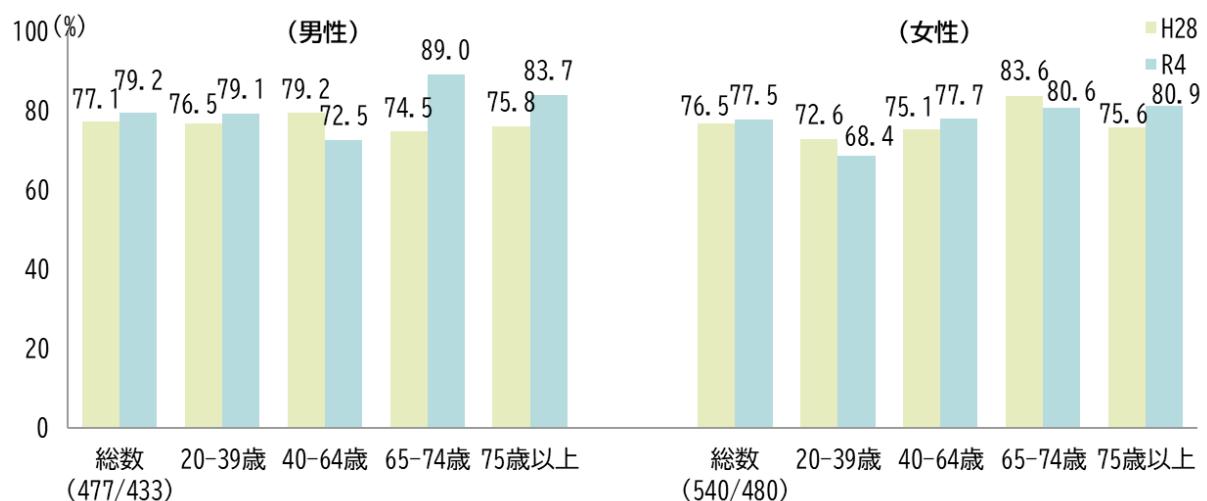
(6) 県民の食塩の摂取状況

○20歳以上の県民1人1日当たりの食塩摂取量は、男性10.7g、女性8.8gであり、前回調査(平成28(2016)年度)からほぼ横ばいでました。

○食塩摂取量の1日の目標量(男性:7.5g未満、女性6.5g未満)を超えている県民の割合は、男性が9割弱、女性が8割近くと高い水準です。

食塩摂取量の平均値(20歳以上)										
	男性					女性				
	総数	20-39歳	40-64歳	65-74歳	75歳以上	総数	20-39歳	40-64歳	65-74歳	75歳以上
H28	10.7g	10.8g	10.7g	10.5g	10.6g	9.1g	8.5g	8.9g	9.9g	9.2g
R4	10.7g	10.6g	10.2g	11.7g	11.0g	8.8g	7.9g	8.7g	9.3g	9.3g

食塩摂取量が1日の目標値[男性:7.5g以上、女性:6.5g以上]を超えている者の割合(20歳以上)



出典：県「県民健康・栄養調査結果」

3 県民の健康に関する状況

(1) 平均寿命と健康寿命

○令和2(2020)年の本県の平均寿命は、男性が 81.00 年、女性 86.89 年であり、全国の値を下回っています。

○令和4(2022)年の本県の健康寿命は、男性 73.06 年、女性 75.36 年であり、男性は全国の値を上回り、女性は全国とほぼ同じ値となっています。

		男性	女性
平均寿命 (2020 年)	栃木県 全国	81.00 年 81.49 年	(全国 37 位) 86.89 年 87.60 年
健康寿命※ (2022 年)	栃木県 全国	73.06 年 72.57 年	(全国 10 位) 75.36 年 75.45 年 (全国 30 位)

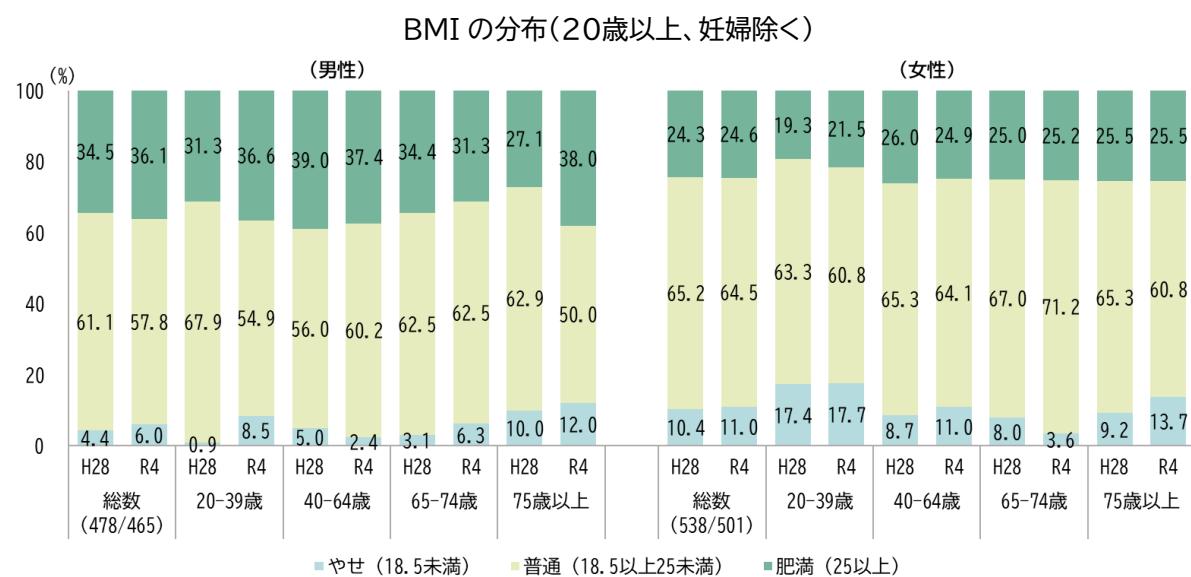
注 1) 日常生活に制限のない期間の平均

出典：【平均寿命】厚生労働省「都道府県別生命表」

【健康寿命】国民生活基礎調査及び簡易生命表を基に厚生労働科学研究の調査班において算定

(2) 肥満とやせの状況

○肥満者(BMI 25 以上)である県民の割合は、男性が約3人に1人、女性が約4人に1人となっています。また、20～30 歳代女性のやせの県民(BMI 18.5 未満)の割合は、1割台半ばを超えており、他の世代に比べ高い割合となっています。



注 1) グラフに掲載している数は、四捨五入のため、内訳合計が総数に合わないことがある。

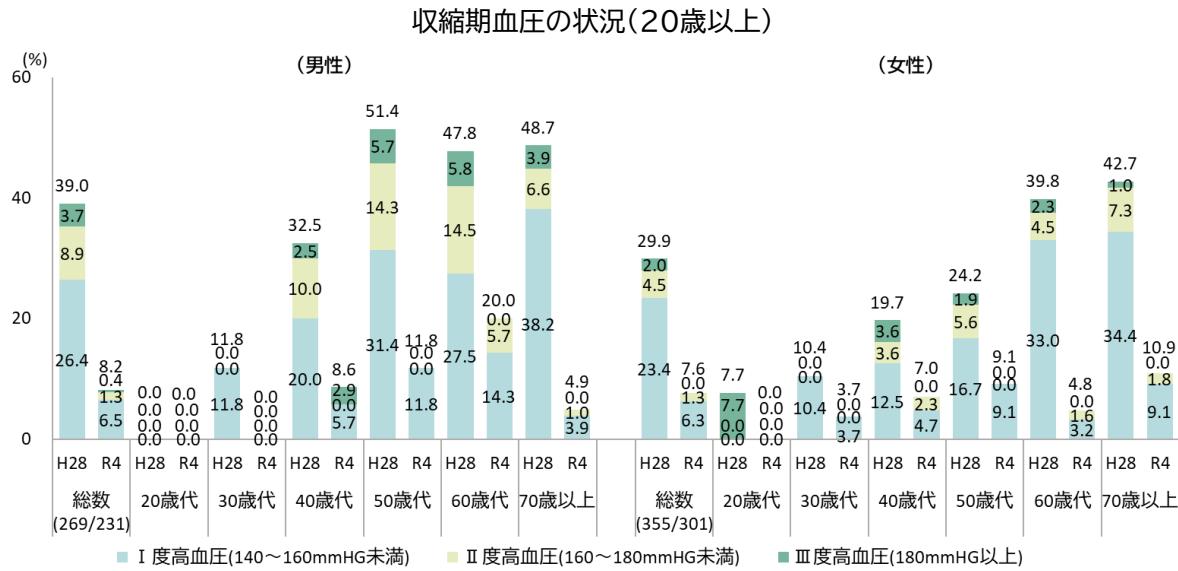
注 2) () 内の数値は、回答者数(無回答除く)。

注 3) BMI (Body Mass Index) : 体重(kg) / 身長(m)²

出典：県「県民健康・栄養調査結果」

(3) 高血圧

○高血圧である県民の割合は、男女ともに、前回調査(平成 28(2016)年度)と比較して、男性が39.0%から 8.2%に、女性が29.9%から 7.6%に大きく減少しました。

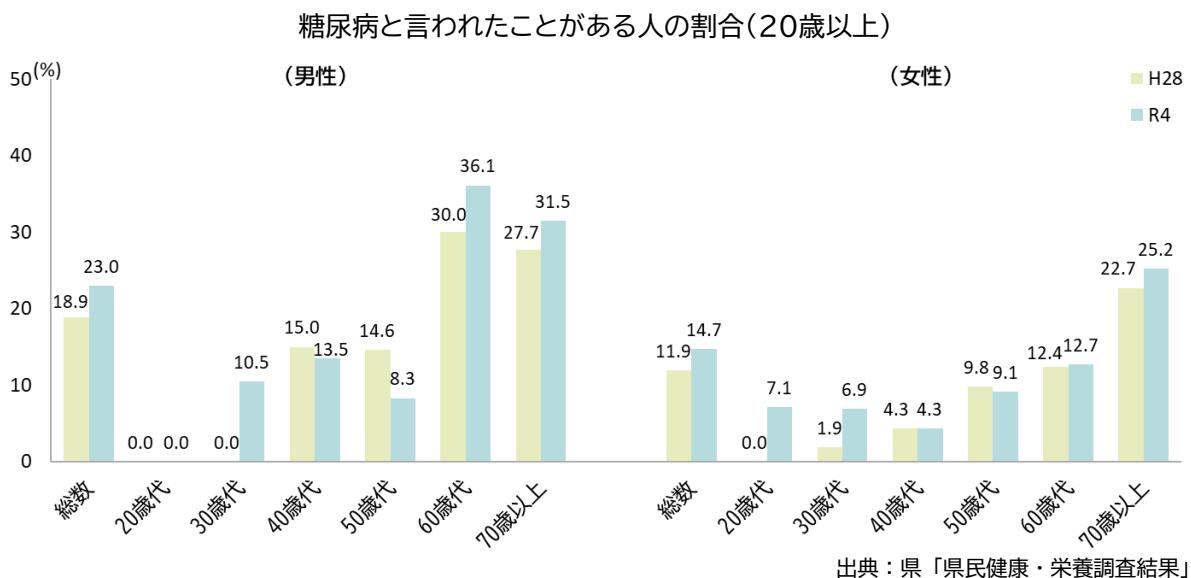


注1) () 内の数値は、回答者数（無回答除く）。

出典：県「県民健康・栄養調査結果」

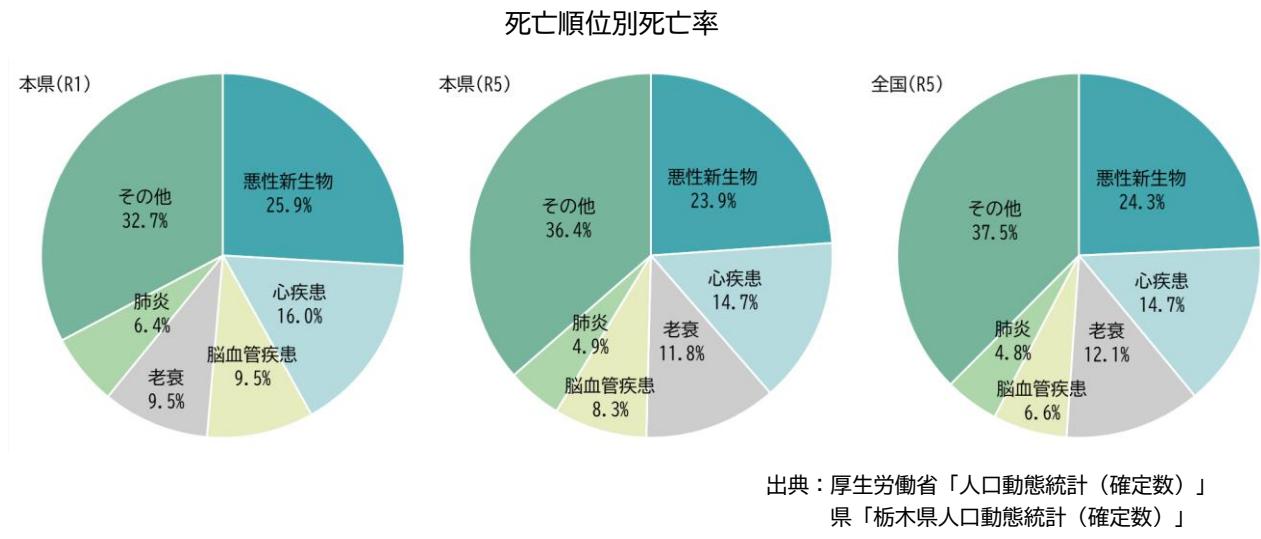
(4) 糖尿病

○糖尿病を指摘された県民の割合は、前回調査(平成 28(2016)年度)と比較して男性が 18.9%から 23.0%に、女性が 11.9%から 14.7%に増加しました。性・世代別に見ると、男性では 30 歳代、60 歳代、70 歳代、女性では 20 歳代、30 歳代、70 歳代が増加しました。



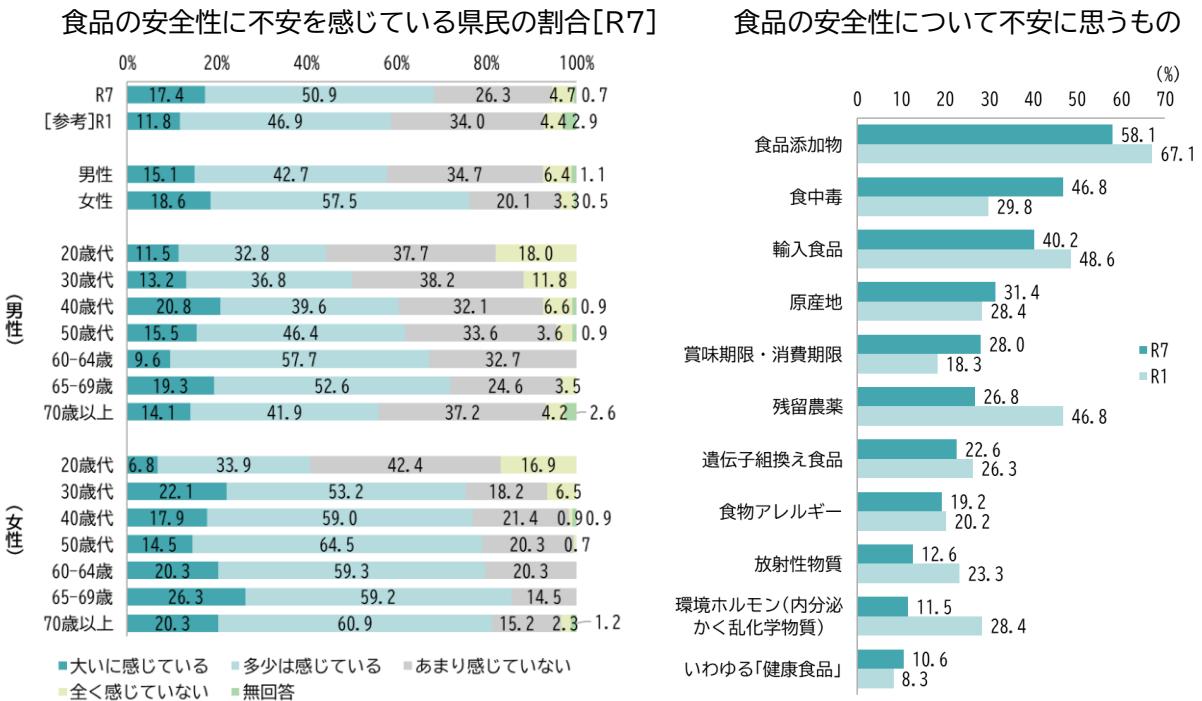
(5) 死亡者の死因別の割合

○本県の死因上位は悪性新生物(腫瘍)、心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎であり、全国と比較すると脳血管疾患の割合が高い状況です。



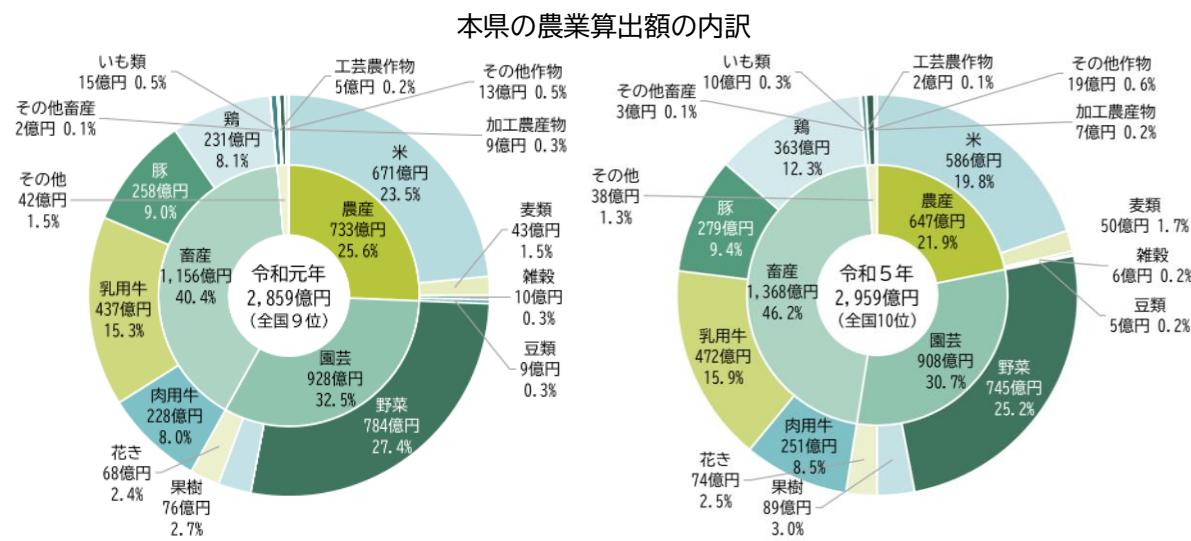
4 県民の食品に関する安全への意識

- 食品の安全性に不安を感じている県民の割合は、「大いに感じている」と「多少は感じている」の2つを合わせると7割近くなっています。
- 食品の安全性について不安に思うものとしては、「食品添加物」が最も高く、次いで、「食中毒」、「輸入食品」の順となっています。



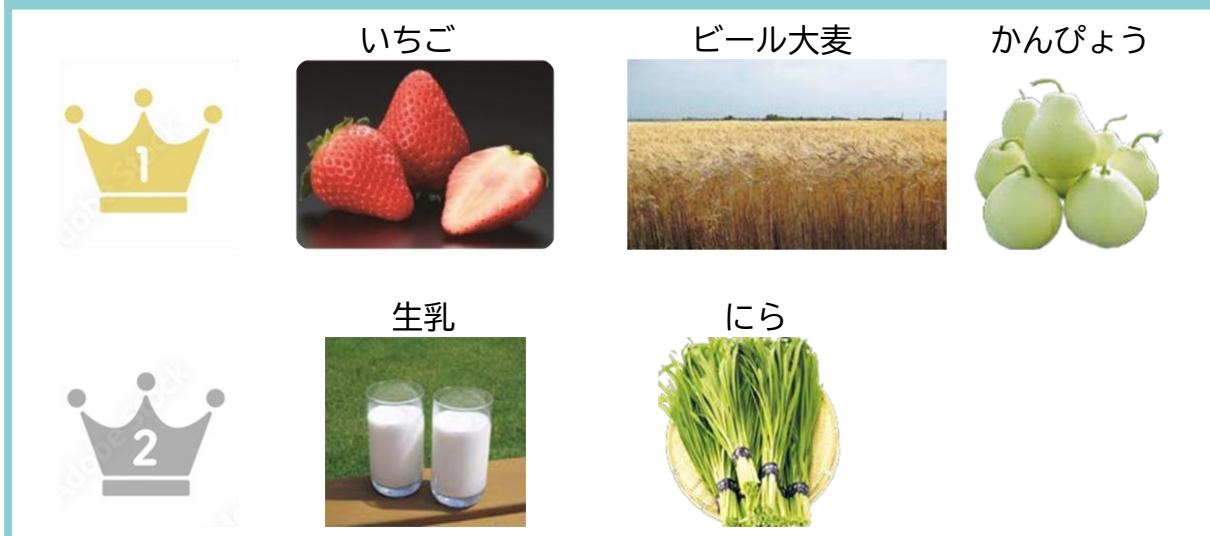
5 県内の農畜産物の生産状況

○本県の令和5(2023)年の農業産出額は、2,959 億円と全国第 10 位であり、令和元(2019)年度から約 100 億円増加しています。産出額別に主な農畜産物の内訳をみると、米や麦などの穀類、生乳や豚、肉用牛などの畜産物、いちごやにらなどの野菜がバランス良く生産され、豊かな食を支えています。



出典：農林水産省「生産農業所得統計」

生産量が全国上位を占めるいちごの農産物



6 栃木県食育推進計画(第4期)指標の達成状況

指標		基準値 (基準年)	目標 (R7(2025)年度)	実績値 (R7(2025)年度)
1	農業体験を複数回したことのある県民の割合	67.9% (R2(2020)年度)	90%	63.1%
2	学校給食における地場産物活用割合を基準値より向上した市町の割合	R3(2021)年度の各市町の値	100%	年度末判明
3	ヘルシーメニューの提供に取り組む飲食店の登録数	362 店舗 (R元(2019)年度)	550 店舗以上 (R4(2022)年度)	年度末判明
4	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	49.5% (H28(2016)年度)	80%以上 (R4(2022)年度)	53.0% (R4(2022)年度)
5	・朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒の割合(小6・中3) ・朝食を「全く食べない」生徒の割合(高3)	小 3.7% 中 5.4% 高 5.3% (R元(2019)年度)	0%を目指す	小 6.4% 中 8.6% 高 6.2%
6	食の安全に関する情報発信	-	延べ 250 回以上	年度末判明
7	どちぎ食育応援団活動数	64 回 (R元(2019)年度)	延べ 300 回以上	延べ287回 (見込)
8	食育推進計画を策定している市町の割合	96% (R2(2020)年度)	100%	84% (R7(2025)年度)

7 SDGs(持続可能な開発目標)と食育

SDGsは、平成 27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標」であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

令和7(2025)年6月 10 日に決定された「SDGsに関する自発的国家レビュー報告書」の中にも、食育の推進が位置づけられているほか、17 の目標には、「目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」「目標4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」など食育と関係が深い目標があり、食育の推進による SDGsの実現が期待されています。



8 食育をめぐる新たな課題

- (1)ロシアのウクライナ侵略による農産物及び生産資材等の価格高騰や安定供給への不安、高病原性鳥インフルエンザによる鶏卵の供給不安、異常気象による大規模な不作等、食料安全保障のリスクが増大している中、持続可能な食料供給の確保に向けた行動変容を図っていく必要があります。
- (2)若い世代はその他の世代よりも朝食の欠食率が高く、野菜や果物の摂取量が低いなど、食生活に乱れが生じておらず、若い女性ではやせ、働く世代では肥満が課題となっています。また、食に関する経済性志向・簡便化志向の高まりや食卓と農業生産の現場との距離の広がりに伴う食への関心の低下といった課題を踏まえ、自分自身で食生活を管理する大人の消費者に対する食育(大人の食育)の重要性が高まっています。
- (3)消費者のインターネット利用の平均時間は増加傾向にあり、特に 10 代 20 代において高い値を示しています。また、SNS の利用時間も 10 代 20 代で特に高い値となっており、SNS での情報が商品選択・購買決定などに影響を与えてることから、デジタルツールを活用して、若い世代を中心に適切に情報を提供していくことが重要です。
- (4)良好な栄養・食生活は、個人の行動と健康状態の改善の取組に加え、健康に関心の薄い層も含む幅広い層を対象とした個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上が重要であることから、産学官等と連携した自然に健康になれる食環境づくりを推進する必要があります。
- (5)自然災害の激甚化、頻発化が進んでいる中、県内で飲料や食料水の備蓄を行っている家庭の割合は44.3%(令和7(2025)年度栃木県政世論調査)にとどまっています。一方、災害発生からライフラインの復旧や物流機能の停止により食品が手に入らない期間が一週間以上生じる可能性があることから、各家庭の状況に応じた食品等の備蓄を進め必要があります。

III 基本理念およびコンセプト、基本目標

1 基本理念

県民一人ひとりが、楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。

2 コンセプト

こどもから大人まで 食の未来を育む食育の推進

3 基本目標

(1) 食と農への理解を通じて豊かな心、人間性を育みます

食に感謝する心の醸成や食を楽しむ機会の確保、地域の食材や食文化に触れる機会の拡大等を通じて、豊かな心と人間性を育みます。

(2) 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します

個人の栄養バランスのとれた食事や規則正しい食生活の推進を図るとともに、自然に健康になれる食環境づくりを通じて、県民一人ひとりの健康を目指します。

(3) 食の安全と信頼性の確保や県民と協働した食育活動を推進します

県民の食の安全と信頼性を確保するとともに、食育に関わる人材の確保・育成や食に関わる関係者との連携により、県民と協働した食育推進運動を展開します。

こどもから大人まで 食の未来を育む食育の推進

食と農への理解を通じた
豊かな心・人間性の育み

食を通して県民一人ひとり
の健康の確立

↑
↑
食の安全と信頼性の確保や県民と協働した食育活動の推進

(イメージ図)

IV 施策の展開と指標

本県の食育に関する情勢を踏まえ、三つの基本目標に沿った施策を展開し、県民の心身の健康と豊かな人間性の育成を目指します。また、SDGsが達成されるようこれらの取組を推進していきます。

基本目標1 食と農への理解を通じて豊かな心、人間性を育みます

- (1) 食に感謝する心の醸成
- (2) 食を楽しむ機会の確保
- (3) 地域の食材や食文化に触れる機会の拡大

指 標	基準値	目標値
産地や生産者を意識して食品等を選ぶ県民の割合	81.8% R7(2025)年度	85% R12(2030)年度
農業体験を複数回したことがある県民の割合	63.1% R7(2025)年度	70% R12(2030)年度
食品ロスの問題を認知し、削減に取り組む県民の割合	88.2% R6(2024)年度	100% R12(2030)年度
学校給食における地場産物活用割合	74.0% R6(2024)年度	基準を維持 ・向上 R12(2030)年度

基本目標2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します

- (1) 良好な栄養・食生活の推進
- (2) 自然に健康になれる食環境づくり

指 標	基準値	目標値
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上日の日がほぼ毎日の者の割合	53.0% R4(2024)年度	65%以上 R14(2032)年度*
・朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒の割合（小6・中3） ・朝食を「全く食べない」生徒の割合（高3）	小5.7% 中7.3% 高8.4% R6(2024)年度	基準値より 減少 R12(2030)年度
・「食環境の向上を目指すまちづくり」に取り組む市町の数 ・食環境づくりに取り組む事業所の数	0市町 0事業所 R6(2024)年度	25市町 80事業所 R14(2032)年度*

*とちぎ健康21プラン（3期計画）の目標年に合わせている

基本目標3 食の安全と信頼性の確保や県民と協働した食育活動を推進します

- (1) 食の安全と信頼性の確保
- (2) 地域の推進体制の強化

指 標	基準値	目標値
リスクコミュニケーションを実施するための場の設定	2回 R6(2024)年度	年2回以上 R12(2030)年度
食育を推進するボランティアの活動数	650回 R7(2025)年度	延べ3,250回 以上 R12(2030)年度
食育推進計画を策定している市町の割合	88% R6(2024)年度	100% R12(2030)年度

第5期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン2030」施策体系

基本目標1 食と農への理解を通じて豊かな心、人間性を育みます		
基本的方向	施策の展開	具体的な取組内容
1 食に感謝する心の醸成	(1) 食料生産・流通等に関する人々の活動への理解促進	① 生産、加工、流通、小売、消費等の幅広い関係者による相互理解の促進 ② 食や農に関する体験機会の拡大 ③ デジタル化に対応した食に関する情報発信
	(2) 環境に配慮して生産された農産物や食べ物の大切さの理解促進	① 環境に配慮して生産された農産物への理解促進 ② 食品廃棄物を発生させない行動の啓発
2 食を楽しむ機会の確保	(1) 多様な暮らしに対応した食を楽しむ機会の確保	① 家庭で食を楽しむ共食の環境づくりの推進 ② 地域や所属するコミュニティにおいて共食を楽しむ機会の拡大
	(2) 学校・幼稚園・保育所等における家庭・地域と連携した食育の充実	① 学校における食に関する指導内容及び学校給食の充実 ② 未就学児への食育の充実 ③ 家庭・地域との連携推進
3 地域の食材や食文化に触れる機会の拡大	(1) 地産地消の推進	① 県産農産物の利用及び提供拡大 ② 学校給食の地場産物活用推進
	(2) 優れた食文化の保護・継承	① 優れた食文化の保護・継承
基本目標2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します		
基本的方向	施策の展開	具体的取組内容
1 良好的な栄養・食生活の推進	(1) 良好的な栄養・食生活と適正体重を維持する取組の推進	① バランスのとれた食生活の推進 ② 減塩の推進 ③ 野菜摂取量の増加の推進 ④ 生活習慣病の予防等の推進
	(2) ライフコースアプローチを踏まえた規則正しい食生活や食育の推進	① こどもへの啓発 ② 高齢者への啓発 ③ 女性への啓発 ④ 働く世代への啓発
2 自然に健康になれる食環境づくり	(1) 産学官等と連携した食環境づくりの推進	① 健全な栄養・食生活の実践を支援する環境づくり ② 企業や民間団体等と連携した取組の展開 ③ 関係者の連携による健康づくりの取組の推進
基本目標3 食の安全と信頼性の確保や県民と協働した食育活動を推進します		
基本的方向	施策の展開	具体的取組内容
1 食の安全と信頼性の確保	(1) 生産から消費に至る各段階における食の安全の確保	① 生産段階での安全確保 ② 製造・加工・流通・販売段階での安全確保 ③ 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化
	(2) 消費者の食に対する信頼性の確保	① 消費者、事業者、行政間の情報の共有 ② 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進
2 地域の推進体制の強化	(1) 食育に関わる人材の確保と活用の促進	① 食育の指導に関わる人材の育成及び活用の促進 ② 食育ボランティア等の確保・育成及び活用の促進
	(2) 食に関わる関係者の連携強化	① 関係団体の連携強化 ② 県民と協働した運動の展開
	(3) 食育を推進する体制づくりの支援	① 市町の推進体制づくりへの支援 ② 災害時に備えた取組の推進

「大人の食育」の推進

「大人の食育」とは

若者、高齢者等各世代の食や農への理解醸成と、消費行動の変容を促す取組。

なぜ、今「大人の食育」が必要なのか

大人世代、特に次代を担う若い世代において食に関する関心の低下や、食生活の乱れが問題になっているためです。

- 朝食を欠食する県民の割合は、20～30歳代に多い。[P8]
- 主食・主菜・副菜を揃えた食事を1日2回以上食べる日が週半分以下の県民の割合は、働く世代(20歳代～60歳代前半)で高い。[P9]
- 野菜摂取量の目標値(350g)を摂取している県民の割合は、20歳代～60歳代前半の女性で2割程度にとどまっている。[P10]

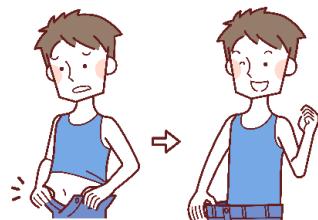
「大人の食育」の推進に向けた本県の主な取組



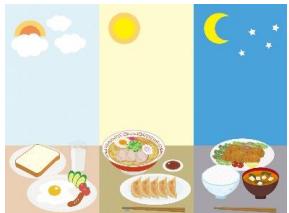
企業・大学等での出前講座実施の支援[P37]



企業の社員食堂等への県産農産物の活用促進[P26]



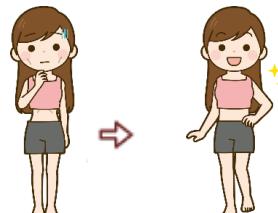
社員食堂等における栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供などの肥満の改善に向けた取組の推進 [P31]



朝・昼・夕の3食を食べる食習慣の啓発[P28]



「野菜1日350g」や「毎日プラス1皿の野菜」運動の推進[P29]



若い女性のやせが及ぼす健康への影響や栄養バランスの良い食事と適正体重維持の重要性の啓発[P31]



環境に配慮した生産活動を行う生産者の取組の「見える化」に対する消費者の理解促進[P23]



SNS等様々な媒体を活用した情報発信[P22]

基本目標1 食と農への理解を通じて豊かな心、人間性を育みます

基本的方向1 食に感謝する心の醸成

目指す方向

生産から消費に至る各段階の関係者による相互理解や食や農に関する多様な体験を通じて、食に関わる人々に感謝する心の醸成を図ります。

また、持続可能な食料供給の確保に向け、環境と調和のとれた農産物に対する理解促進やその消費、食品ロス削減にむけた取組等を推進します。

現状と課題

- 県民一人ひとりの食料安全保障を確保するためには、食料の持続的な供給に要する費用が考慮された合理的な価格形成等を推進する必要がありますが、物価高騰等を背景とする食の経済性志向が高まっている状況です。
- 食卓と農業の生産現場の距離が広がり、自身の食生活が自然の恩恵や生産・加工・流通・小売・消費等に関わる多くの人々のつながりによって成り立っていることを実感しづらくなっています。
- 食料の持続的な供給に資する事業活動を継続するためには、環境と調和のとれた農産物や食品が消費されることが重要ですが、背景事情が消費者に十分に伝わっておらず、購買行動に結びついていない状況です。また、食料を海外に大きく依存しているにもかかわらず、まだ食べられる食品が大量に廃棄されている状況です。

施策の展開

(1) 食料生産・流通等に関わる人々の活動への理解促進



具体的な取組内容

① 生産、加工、流通、小売、消費等の幅広い関係者による相互理解の促進

イベント等の食と農業に関する学びの場の提供や交流の場の創出、エシカル消費※の普及啓発等を通じて、生産、加工、流通、小売、消費等に携わる者がお互いを理解し合う取組を推進します。

- ・食と農業に関する体験型イベントやセミナー等の開催及び住民参加型の農村環境保全活動の促進
- ・人・社会・地域・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の更なる普及・促進
- ・農産物直売所等を核とした消費者と生産者の相互理解の促進

※ 地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。（消費者庁HPより抜粋）

② 食や農に関する体験機会の拡大

市町、農林業団体、生産者等と連携して、食料の生産、加工、流通などに関する様々な体験活動やグリーン・ツーリズム※を通じた都市住民と農村地域との交流を促進し、農業・農村の魅力や役割、必要性への理解を促進します。

- ・農業体験や料理教室、料理コンクール、コンテストの開催促進
- ・とちぎアグリプラザにおける食と農の理解促進に関する講座・研修の実施
- ・グリーン・ツーリズムの推進

③ デジタル化に対応した食に関する情報発信

「とちぎの食と農」に関する様々な情報を、デジタルツールを活用して広く提供し、県民、特に若い世代が食育に関心を持つきっかけづくりを促進します。

なお、デジタル化に対応することが難しい方に向けては、啓発資料やイベント等を通じたわかりやすい情報提供に努めます。

- ・SNS 等様々な媒体を活用した情報発信
- ・オンラインを活用した各種イベントや研修会等の開催
- ・デジタル化対応が難しい人に配慮したパンフレット等の啓発資料の作成



とちぎカーボンニュートラル
実現リーダー ニュートラくん

とちぎの食と農について学べるデジタルコンテンツ

【栃木県農政部 YouTube チャンネル】

県内農業者や農産物についての紹介動画をはじめとする様々な農業に関する動画を公開しています。

https://www.youtube.com/channel/UC_n6O_1IDJ7RyQIPVYYdSrQ



【とちぎの農村めぐり】

とちぎの農業体験や農村スポット、各種イベント情報等に関する情報を発信しています。

<https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/tochigi-nouson-meguri/>



その他とちぎの食と農に関する情報を発信するホームページや SNS アカウントについては、以下から御確認ください。

【栃木県／ホームページ・SNS】<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/kouhou/hp/index.html>

※ 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇をすごす滞在型の余暇活動。

施策の展開

(2) 環境に配慮して生産された農産物や食べ物の大切さの理解促進



具体的な取組内容

① 環境に配慮して生産された農産物への理解促進

生産者の環境負荷低減の取組の「見える化」を進めるとともに、有機農産物や特別栽培農産物を学校給食へ提供することにより、環境に配慮して生産された農産物への理解促進を図ります。

- ・減農薬・減化学肥料など生産者の環境負荷低減の取組の「見える化」による消費者の理解促進
- ・特別栽培農産物の利用拡大や地域ぐるみで有機農業の産地づくりに取り組むオーガニックビレッジ^{※1}の取組拡大による学校給食におけるこどもたちへの理解促進

② 食品廃棄物を発生させない行動の啓発

食べ物が限りある資源であることへの理解促進を図り、食べ物を大切にする心の醸成を図ります。

また、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品ロスの削減が依然として課題となっていることから、県民一人ひとりの無駄な食品廃棄を発生させない意識の醸成や行動、未利用食品の有効活用を促進します。

- ・10月の「食品ロス削減月間」を中心とした普及啓発
- ・市町等の関係機関と連携した「とちぎ食べきり15運動」や「3きり運動」の普及啓発
- ・賞味期限や保存方法等の食品表示についての理解促進
- ・食品廃棄物等のリサイクル推進
- ・フードバンク^{※2}等の活動への理解促進



「もったいない」を、
ひとつずつ。
栃木県食品ロス削減
シンボルマーク
及びキャッチコピー

※1 有機農業の拡大に向けて、ほ場の団地化などの生産から学校給食の利用など消費まで一貫した取組を、農業者、事業者、地域内外の住民などの関係者が参画の下、地域ぐるみで進める市町村のこと。
(農林水産省HPより抜粋)

※2 食品製造業者や農家、家庭などから、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の寄付を受け、食べ物に困っている方、福祉施設などに無償で提供する活動やその活動を行う団体のこと。

基本的方向2 食を楽しむ機会の確保

目指す方向

あらゆる立場の人が**共食**^{※1}を通じて、食の楽しみを実感し、豊かな感性を育みながら食や生活に関する基礎を習得できる環境づくりを推進します。

また、学校及び保育所等においては、こどもが生涯にわたり健全な食生活を自ら営むことができる知識及び習慣を習得できるよう、家庭や地域と連携し、体系的・継続的に食育を実施します。

現状と課題

○社会環境の変化や生活習慣が多様化する中で、家族等で食事を囲む機会が減少しつつあり、食への関心の低下や、食に関する作法や望ましい食習慣を習得する機会の低下が懸念されます。

○こどもへの食育の推進は、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、保護者や教育、保育に携わる関係者等の密接な連携の下、こどもたちが楽しく食について学ぶことができるような取組を積極的に進めていく必要があります。

施策の展開

(1) 多様な暮らしに対応した食を楽しむ機会の確保



具体的な取組内容

① 家庭で食を楽しむ共食の環境づくりの推進

ア 家庭で楽しく食事をする機会の習慣化に向け、家庭や学校、企業、地域等に対し啓発を図ります。

- ・ふれあい育む「家庭の日^{※2}」（毎月第3日曜日）の普及啓発
- ・「家庭の日」絵日記コンテストの実施
- ・家庭で食育の日（10月の第3日曜日）の普及啓発

イ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の推進により食事を楽しむ機会の確保を推進します。

- ・女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組む企業等の認定・表彰
- ・家事分担の促進と家事負担の軽減を目指す「とも家事^{※3}」の推進



※1 一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をすること。

※2 本県では、昭和41(1966)年から青少年健全育成のため、毎月第3日曜日を「家庭の日」として設定し運動を展開。平成18(2006)年10月から県青少年健全育成条例に規定し、普及啓発に努めた。平成31(2019)年1月には、規定をとちぎの子ども・子育て支援条例に移行し、一層の普及啓発に努めている。

※3 みんなで家事をシェアすること。（「みんな」には、パートナーや家族だけでなく、時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含む）

ウ 家庭を対象とした食育講座を開催し、食事づくりへの参加を推進します。

- ・家庭教育支援プログラム^{※1}等を活用した家庭教育講座等の支援
- ・朝食や野菜の摂取、生活習慣病やフレイル予防に係る講話や料理教室の実施

② 地域や所属するコミュニティにおいて共食を楽しむ機会の拡大

様々な家庭環境や多様化した生活環境の中で、地域や職場

などの所属するコミュニティを通じて共食を楽しむ機会の確保を推進します。

- ・10月の「とちぎ食育推進月間」等での「共食」の普及啓発
- ・青少年教育施設における共食の推進
- ・「栃木県こども（地域）食堂サポートセンター」の設置等によるこども食堂の活動支援



栃木県こども（地域）
食堂サポートセンター
ロゴマーク

施策の展開

（2）学校・幼稚園・保育所等^{※2}における家庭・地域と連携した食育の充実



具体的な取組内容

① 学校における食に関する指導内容及び学校給食の充実

学校教育において食に関する指導内容及び学校給食の充実を図ります。

- ・栄養教諭^{※3}・学校栄養職員等を中心として関係者が連携した体系的・継続的な食育の推進
- ・「食育学習教材」の活用促進
- ・学校給食を「生きた教材」として活用し、各教科等と関連づけた食に関する指導の推進

② 未就学児への食育の充実

就学前のこどもが望ましい食習慣を学び、食の楽しさを実感できるよう成長・発達に応じた食育活動を充実させます。

- ・幼稚園、保育所等の関係者への情報提供、普及啓発

③ 家庭・地域との連携促進

地域の農業や伝統食、行事食、食に関わる文化・歴史・マナー等の知識及び技能を身に付けられるよう家庭や地域の連携促進に努めます。

- ・「食育だより」等による家庭・地域への情報発信
- ・地域の生産者や伝統料理等を得意とする方々との交流支援
- ・食生活改善推進員^{※4}やとちぎ食育応援団^{※5}等ボランティアによる食育活動の推進

※1 子育てについて親同士が話し合い、交流しながら主体的に学ぶ参加型の学習プログラム。

※2 本計画では、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所を一括して「保育所等」とする。

※3 栄養に関する専門性を持つ教員で、食に関する指導と学校給食の管理の両方を行う。

※4 市町等において開催される「食生活改善推進員養成講座」を受講し、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食を通じた健康づくり活動を行っているボランティアで、地域住民に対する生涯を通じた食育推進と健康づくりの担い手として活躍している。

※5 学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導を通して食育推進に協力するボランティア。

基本的方向3 地域の食材や食文化に触れる機会の拡大

目指す方向

地域の自然や産業への理解とそこから生産される食材の食事への活用を推進し、豊かな食生活の実践並びに持続可能な食料供給の確保を図ります。

地場産物を生かした郷土料理や食事の際の作法等、本県の特色ある伝統的な食文化を広く県民に普及啓発するとともに、次世代への継承を促進します。

現状と課題

○地産地消は環境負荷低減や地域活性化等の観点から重要ですが、物価高騰による経済的志向の高まりや、学校給食においては安定供給や流通面等の課題もあり、产地を意識して積極的に地元の農産物を選ぶことが難しい場合があります。

○食文化は年中行事や地域に根ざした文化に深い関わりを持ち、地域食材を活かした栄養バランスに優れた献立が多いため、その保護・継承は県民の食生活の文化的な豊かさを将来にわたって支える上で重要であるとともに、地域活性化や環境への負荷軽減の観点から持続可能な食料供給の確保に寄与することが期待できます。

○一方、近年のグローバル化や流通技術の進歩、生活様式の多様化等により、様々な食を楽しむ機会が増え、食の志向も多様化したため、地域に伝わる伝統的かつ優れた食文化の継承が難しくなっています。

施策の展開

(1) 地産地消の推進



具体的な取組内容

① 県産農産物の利用及び提供拡大

県産農産物が安定的に供給され、利用できる体制づくりを推進します。

- ・県産農産物のブランド力向上に向けた取組の展開
- ・「とちぎ地産地消の日」や「栃木県民ごはんの日」(P38 参照)等と絡めた県産農産物の消費拡大に向けた取組の展開
- ・「とちぎ地産地消推進店」を中心とする小売店や料理店のほか、施設給食、企業の社員食堂、観光施設等における県産農産物の活用促進
- ・フードバーとちぎ※の推進を通じた県産農産物を活用した加工食品の開発と販路開拓の支援等

② 学校給食の地場産物活用推進

学校給食において、県産農産物が安定的に供給され、利用できる体制づくりを支援します。また、提供された食材や交流給食等を通じて地域の農業への理解を促進します。

- ・学校給食における地域の関係者の連携体制づくり
- ・地産地消給食提供の促進
- ・こどもたちと生産者との交流を通じた県産農産物の理解促進と利用拡大



※ 本県の豊かな農産物や豊富で良質な水、恵まれた立地条件を活かし、農業や食品製造業をはじめ、流通業、小売業、さらには観光・サービス産業など、第1次産業から第3次産業まで幅広い“食”に関する産業の振興を図る取組。

施策の展開

(2) 優れた食文化の保護・継承



具体的な取組内容

① 優れた食文化の保護・継承

食事の作法や郷土料理等の優れた食文化を日々の生活に取り入れられるよう啓発します。

- ・料理教室等各種イベントを通じた郷土料理や日本型食生活の普及促進
- ・学校給食における郷土料理や伝統料理の献立の導入及び活用促進
- ・農村レストラン、農産物加工所等における地域の食材を活用した郷土料理などの提供促進
- ・「とちぎのヘルシーグルメ推進店」等の活用
- ・農林水産省ホームページに掲載されている「うちの郷土料理」を活用した普及啓発
- ・啓発資料を通じた食事の作法や郷土料理等の優れた食文化の普及
- ・食生活改善推進員やとちぎ食育応援団等と協働した普及

栃木県の郷土料理

【しもつかれ】

大根とにんじんを鬼おろしでおろし、大豆や塩鮭の頭で煮た料理です。大豆は節分のものを、塩鮭の頭は正月の残りを使う食材利用の知恵があふれた料理です。

初午(はつうま)に作る県の代表的な郷土料理で、わらつといいて赤飯とともにお稲荷様に供えます。



【耳うどん】

小麦粉をのばしたものを耳の形にして、野菜たっぷりの汁で煮て食べます。

佐野市仙波地区の正月料理であり、耳うどんは干して保存したり、ゆでたものを水に入れ、冷蔵庫で数日間保存できます。耳うどんを正月に食べると一年中悪いことが聞こえないですよと言われています。



【かんぴょうの卵とじ】

かんぴょうは夕顔の実を薄くひも状にむき、真夏の太陽光で2日間にわたり干し上げた乾物食品です。

かんぴょうの卵とじはかんぴょうを卵でとじた汁物で、来客の時や五目めしにはつきものです。



(出典)栃木県「ふるさとの味 とちぎの味」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/shokuiku/documents/furusatonoaji.pdf>

このほかの郷土料理については、以下のホームページを御覧ください。

【農林水産省「うちの郷土料理」栃木県】

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k_ryouri/search_menu/area/tochigi.html

基本目標2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します

基本的方向1 良好な栄養・食生活の推進

目指す方向

ライフコースに応じた栄養バランスのとれた食事や適正体重維持について普及啓発し、健康の維持・増進や生活習慣病予防、低栄養・フレイル^{※1}予防のための食生活改善の取組を推進します。

現状と課題

- 多様な社会環境が影響し、健康な食生活の実現が難しく、過剰なエネルギー摂取や塩分摂取、野菜不足等による栄養の偏りが多くなっています。
- 20~30歳代の若い世代を中心に朝食を食べないなど、食生活が不規則な人が見られます。
- こどもや成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養などがみられます。
- 県民一人ひとりが、良好な栄養・食生活を送れるように、必要な知識や判断力、実践力を培うことが求められています。
- こどもの頃から朝食を食べる等の規則正しい生活リズムの定着など、ライフコースに応じた個人の行動と健康状態の改善が求められています。

施策の展開

(1) 良好な栄養・食生活と適正体重を維持する取組の推進



具体的な取組内容

① バランスのとれた食生活の推進

発育・発達、良好な栄養状態の維持のため、主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスの良い健康な食事を推進します。

- ・食生活指針や食事バランスガイド^{※2}、日本人の食事摂取基準^{※3}の普及
- ・朝・昼・夕の3食を食べる食習慣の啓発（朝食を食べよう）
- ・スポーツと栄養の関連性を踏まえた適正体重維持の啓発
- ・マスメディアや栃木県食生活改善推進員協議会等の関係団体等と連携した啓発や健康教室等のイベントの実施

※1 加齢に伴い心身の活力が低下してきた「健康」と「要介護」の中間の虚弱状態のこと。

※2 食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストで分かりやすく示したもの。

健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が決定。

※3 健康の保持増進、生活習慣病の予防を目的として、摂取することが望ましいエネルギー及び各栄養素の量について1日当たりの基準を示したものであり、5年ごとに改定されている。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事推奨のためのシンボルマーク

マークのデザインは、円を三分割してシンプルな線や面で、主食・主菜・副菜の3つの料理を表現。黄色が「主食」、赤色が「主菜」、緑色が「副菜」で、主食・主菜・副菜の組合せを意味します。



② 減塩の推進

生活習慣病を予防するため、食塩摂取の目標量や適切な食品選択、減塩のための調理方法等を推進します。

- ・食塩の目標摂取量や減塩の啓発
- ・塩分控えめでもおいしく食べられる減塩レシピの開発及びその支援
- ・マスメディアや栃木県食生活改善推進員協議会等の関係団体等と連携した啓発や健康教室等のイベントの実施

③ 野菜摂取量の増加の推進

がんや生活習慣病の発症にも関連する野菜や果物の摂取の重要性や適切な量を摂るための調理方法等を推進します。

- ・「野菜1日350g」や「毎日プラス1皿の野菜」運動の推進
- ・野菜がたっぷりとれるレシピの開発及びその支援
- ・マスメディアや栃木県食生活改善推進員協議会等の関係団体等と連携した啓発や健康教室等のイベントの実施

④ 生活習慣病の予防等の推進

健康寿命の延伸に影響する肥満ややせを改善するための適正体重維持の重要性や生活習慣病や低栄養・フレイル等の予防を推進します。

- ・高血圧や糖尿病等の生活習慣病予防のための食事の目安の啓発
- ・ライフステージ*に応じた生活習慣病予防やその他の健康増進を目的とした栄養教育の充実
- ・噛む回数を増やす食べ方や歯・口腔の健康づくりの啓発
- ・マスメディアや栃木県食生活改善推進員協議会等の関係団体等と連携した啓発や健康教室等のイベントの実施



食生活改善推進員と連携した「おやこの食育教室」

* 乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階

施策の展開

(2) ライフコースアプローチ※を踏まえた規則 正しい食生活や食育の推進



具体的な取組内容

① こどもへの啓発

学校や幼稚園、保育所等と連携して、朝食摂取や早寝早起きの実践など、子どもの発達段階に応じた望ましい食習慣を推進します。

- ・妊産婦、乳幼児期から思春期に至る発育・発達段階に応じた栄養・食生活の啓発

「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」、「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」の活用

- ・子どもの頃からの生活習慣病予防の取組支援
- ・小・中学校、高校、大学等と連携したこどもとその家族・保護者への取組
- ・学校給食における適正な栄養管理と望ましい生活習慣の定着を目指した健康教育の推進
- ・給食を活用した栄養バランスに優れた学校給食献立の普及
- ・保育所等の給食施設における食物アレルギーを有する子どもに対応するための支援
- ・子どもに関心の高いスポーツと食を結びつけた食育の推進

② 高齢者への啓発

咀嚼能力や消化・吸収率、運動量の低下など、個人差が大きくなることから、個人の状態に応じた生活の質（QOL）の向上を推進します。

- ・市町や栃木県後期高齢者医療広域連合等の保険者、地域の社会資源（食生活改善推進員協議会や栃木県栄養士会等）と連携したフレイル予防や疾病の重症化予防の推進
- ・高齢者の社会参加意欲を具体的な活動に結びつけるための各種情報や学習機会の提供
- ・健康長寿とちぎづくり県民運動「人生 100 年フレイル予防プロジェクト」の推進



とちぎフレイル予防サポーター・リーダー(食生活改善推進員)や
とちぎフレイル予防アドバイザー(地域の資格職)と連携した高齢者のフレイル予防教室

※ 胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

③ 女性への啓発

若い女性のやせは、ホルモンバランスや骨量減少、次世代の健康を育むことにも影響するので、望ましい食習慣を推進します。

- ・大学等と連携した若い女性のやせが及ぼす健康への影響や栄養バランスの良い食事と適正体重維持の重要性の啓発
- ・地域保健や職域保健、学校保健等の関係機関と連携したプレコンセプションケア（将来の妊娠のための健康管理を促す取組）の啓発
- ・若い女性が利用する施設等と連携した若年女性のやせの改善に向けた取組の推進

④ 働く世代への啓発

肥満は高血圧や糖尿病等の生活習慣病の要因になることから、職域等と連携し、栄養バランスの良い食事や食品の選び方など、望ましい食習慣を推進します。

- ・地域保健や職域保健等の関係機関と連携した生活習慣病対策の推進
- ・身体活動と栄養の関連性を踏まえた適正体重維持の啓発
- ・社員食堂等における栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供などの肥満の改善に向けた取組の推進

朝・昼・夕の3食を食べる食習慣の推進

～1日の健やかなリズムは朝食から～

1日3食を規則正しく食べることは、こどもから高齢者まで全てのライフステージにおいて、健康を支える基本です。

特に朝食は脳や身体を目覚めさせ、学習や仕事の効率を高めます。

成長期の栄養補給、働き盛りの活力維持、高齢期の体調管理にも不可欠です。

多様な食品を使った毎日の食事は、健康で心豊かな生活を支えます。



基本的方向2 自然に健康になれる食環境づくり

目指す方向

消費者が食品の栄養に関する情報を正しく理解し、選択するための重要な情報源となる食品表示の理解促進や、健康に関心の薄い層も含む幅広い層の誰もが健康な食事や食品を選択できるよう、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

現状と課題

- 多様な社会環境が影響し、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況にあります。
- 経済格差や地域格差など社会的な要因は、個人の栄養状態に影響を及ぼし、健康格差を引き起します。
- 誰もが栄養バランスの良い食事をとれるようにするために、必要な知識や判断、実践力を培う健康教育や個別の栄養相談等に係る支援・指導の充実や体制整備が求められています。
- 誰もが健康な食事や食品を摂れるように産学官等と連携した社会環境の質の向上が求められています。

施策の展開

(1) 産学官等と連携した食環境づくりの推進



具体的な取組内容

① 健全な栄養・食生活の実践を支援する環境づくり

県民が栄養・食生活に関して相談できる体制の充実を図ります。

給食施設等が、その利用者に応じた、適正体重を維持する取組や食事の計画、調理及び栄養の評価、改善などが図れるよう、指導の充実を図ります。

- ・栃木県食生活改善推進員協議会や栃木県栄養士会(栄養・ケアステーションを含む)、栄養士養成施設等と連携した取組
- ・学校や幼稚園、保育所等に通うこどもやその家族、教職員に各種情報媒体の活用支援や学習機会の充実
- ・食品の栄養成分表示の適正化に関する食品関連事業者等への指導
- ・食品販売業者に対する適正な広告等を行うための指導

② 企業や民間団体等と連携した取組の展開

食品関連事業者等と連携し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取等の健康な食事・食品を開発し、県民に広く啓発できるよう推進します。

外食や中食、加工食品等を利用する県民の増加を踏まえ、健康の維持・増進を図るために、栄養成分表示の利活用を推進します。

- ・外食(給食施設含む)・中食事業者、食品関連事業者等と連携し、栄養バランスの良い食事や減塩、野菜摂取に係る取組の啓発
- ・栄養成分表示や健康な食事を提供する外食・中食事業者、減塩食品等の開発を行う食品関連事業者等の支援

- ・「とちぎの食環境アライアンス」の登録拡大に向けた支援
- ・「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の登録拡大に向けた支援
- ・健康に配慮した食事や食品の普及の促進
- ・健康長寿とちぎづくり県民運動「食べて健康！プロジェクト」の推進

③ 関係者の連携による健康づくりの取組の推進

市町や食品関連事業者、学識経験者などが連携し、誰もが健康な食事を選択できる食環境づくりに取り組む「とちぎの食環境アライアンス（産学官等で構成）」を推進します。

- ・産学官等と連携した誰もが健康になれる食環境づくりの基盤整備の推進
- ・庁内部局連携や市町や関係機関との連携を強化
- ・所得や食品アクセスの問題を抱える方が健康な食事を選択できる環境整備の推進
- ・産学官等の連携による「とちぎの食環境アライアンス」に関する情報発信

とちぎの食環境アライアンスの推進

栃木県では、誰もが自然に健康な食事を選べる環境づくりを目指し、「(仮称)自然に健康になれるとちぎ食の環プロジェクト」を展開しています。

この事業では、栄養バランスの整った食事・食品の提供や地産地消の推進、食品ロス削減に取り組む市町や事業者を登録・支援します。

健康・農業・環境等の複数の分野が連携することで、消費者や事業者の行動変容を促す仕組みづくりを行い、地域振興とともに県民の健康寿命の延伸を図ります。



健康



農業



環境

とちぎのヘルシーグルメ推進店

主食・主菜・副菜の揃った栄養バランスのとれた食事や減塩、野菜の多い食事等を提供し、県民の健康を支える外食・中食事業者のことです。

(取り組む内容)

- バランス：主食・主菜・副菜がバランス良くとれるメニュー
- 減塩：減塩に配慮したメニュー
- 野菜摂取：1人分の料理として、野菜が多く含まれているメニュー
- 栄養成分表示：エネルギー・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の表示

※いずれの項目も県民にとちぎのヘルシーグルメ推進店の「バランス」「減塩」「野菜摂取」「栄養成分表示」であることが分かる表示を行う。

基本目標3 食の安全と信頼性の確保や 県民と協働した食育活動を推進します

基本的方向1 食の安全と信頼性の確保

目指す方向

消費者が安心な食生活を送るために、生産から消費に至る各段階の食の安全と信頼性を確保するための取組や関係者の体制づくり、連携を強化します。

また、消費者が食の安全に関する基礎的な知識を持ち、自ら判断する力を備え実践できるよう、食の安全に関する情報発信や消費者、事業者、行政間の相互理解を促進します。

現状と課題

- 安全・安心な食品を生産するため、生産段階における工程、衛生管理の取組や事業者の自主衛生管理、正しい食品表示等について推進してきました。
- しかしながら、食の多様化やグローバル化が進展する中、食中毒の発生や異物混入など食の信頼を損なう問題が発生していることから、食の安全と信頼性の確保に向けた取組を更に進める必要があります。
- また、様々な情報が氾濫する中、県民が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するためには、食の安全に関する基礎的な知識の習得が必要とされています。

施策の展開

(1) 生産から消費に至る各段階の食の安全の確保



具体的な取組内容

① 生産段階での安全確保

安全な農畜水産物、特用林産物の生産を推進します。

- ・GAP^{*}の実践による安全な農産物の生産促進
- ・牛個体識別制度の円滑な推進
- ・養殖衛生管理の普及・指導の推進
- ・栃木県きのこの放射性物質低減対策ガイドラインを通した、安全な特用林産物の供給推進
- ・放射性物質対策及びモニタリング検査の実施による安全確保
- ・農薬使用に係る指導者の育成

* Good Agricultural Practice (農業生産工程管理) の略

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

GAPを実践することにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

② 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

HACCP^{※1}に沿った衛生管理の定着を促進させるとともに、適正な食品表示の実施により、信頼される食品供給の推進を図ります。

- ・HACCPに沿った衛生管理の定着促進
- ・適正な食品表示の実施
- ・計画的かつ効率的な食品表示監視指導の実施

③ 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

「栃木県食品安全推進本部^{※2}」を中心として、総合的な施策の推進を図るとともに、部局横断的に問題の解決を図ります。

- ・食品安全管理体制の維持運営
- ・総合的な食品安全行政の推進

施策の展開

(2) 消費者の食に対する信頼性の確保



具体的な取組内容

① 消費者、事業者、行政間の情報の共有

消費者、事業者に対して迅速な情報発信と分かりやすい情報提供を行うとともに、消費者の食の安全に関する知識習得を支援します。

- ・消費者の学べる場の提供促進
- ・地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援
- ・食品安全に関する情報共有の推進
- ・消費者への行政検査情報発信の推進

② 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

食品供給に関する信頼性の向上を図るため、消費者、事業者、行政間での意見交換会や交流により、相互理解の促進を図ります。

- ・意見交換（リスクコミュニケーション^{※3}）による相互理解の促進



食の安全に関するリスクコミュニケーションにおける関係者によるパネルディスカッション

※1 Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）の略

一般的にハサップといい、原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品した食品の安全性を確保する衛生管理手法。

※2 栃木県における食の安全の確保に関する総合的な施策を推進するため、知事が本部長となり、平成16年5月に設置された。本部長の下に幹事会を置き情報の収集分析を行い、更に必要に応じて検討会委員が幹事会に諮る事項について調査、検討を行う。

※3 リスク評価機関（科学者、専門家）、リスク管理機関（行政）、消費者、生産者、事業者、流通、小売などの関係者それぞれの立場から食品リスクについて情報共有や意思疎通を図り、それぞれがリスクについて理解を深め共に考えようというもの。

基本的方向2 地域の推進体制の強化

目指す方向

県民が食育を体験できる機会を増やし、食に関する正しい知識や実践方法等への理解が深まるよう、食育に関わる多様な人材の確保や活動の促進を図ります。

県民一人ひとりが生涯にわたり楽しく健全な食生活が実践できるよう、県民が主役の食育推進運動を展開するとともに、食育に関わる関係者が連携、協働しながら食育の取組を進めます。

現状と課題

- 県民一人ひとりが食育の意義を理解し、自らの意思で食育に取り組んでいくためには、食生活の改善等生活に密着した活動を行うボランティアの役割は重要ですが、人口減少や高齢化の進行等により、その数は減少傾向にあります。
- 食育に係る関係者(教育関係者、保健関係者、農政関係者)はもとより食品事業者、ボランティア等による主体的な取組を進めるとともに、関係者による情報や意見交換を行い、広範かつ横断的な連携・協働活動が展開されるよう推進する必要があります。
- 自然災害から自分の身を守り、被災生活を健康的に過ごすことができるよう、日頃から適切な備えをしておくことが大切ですが、災害に備えて食料や飲料水を備蓄している県民の割合は5割に満たない状況です[令和7(2025)年度栃木県政世論調査]。

施策の展開

(1) 食育に関わる人材の確保と活用の促進



具体的な取組内容

① 食育の指導に関わる人材の育成及び活用の促進

食育に関わる人材の資質向上や、活動の活性化を図ります。

- ・管理栄養士や栄養士を対象とした研修会の開催
- ・栄養教諭や学校栄養職員、学校給食(食育)主任*を対象とした研修会の開催
- ・学校給食関係者への普及啓発
- ・食品表示関係職員を対象とした食品の安全性確保に関する研修の充実

* 給食を実施している学校の校務分掌（役割分担）のひとつ。学校給食指導計画の作成や給食に関する指導の中心となる。

② 食育ボランティア等の確保・育成及び活用の促進

とちぎ食育応援団や食生活改善推進員等の食育ボランティアを確保し、その活動の活性化を図るため、活動環境の整備や食育に関する情報の提供等を通じたボランティアへの参加や活動の促進を図ります。

- ・とちぎ食育応援団の登録の推進
- ・栃木県栄養士会の管理栄養士・栄養士の人材バンク事業の支援
- ・食生活改善推進員等の育成、活動支援
- ・食育ボランティアへの情報提供による活動促進
- ・食育ボランティアの資質向上のための研修会の開催
- ・学校や保育所、企業・大学等での出前講座実施の支援

施策の展開

(2) 食に関わる関係者の連携強化



具体的な取組内容

① 関係団体の連携強化

県民と協働した全県的な食育推進運動の推進に向け、市町、関係機関・団体との連携・協力体制を整備します。

- ・とちぎ食育推進連絡会の開催を通じた食育の総合的な推進
- ・とちぎの食と農業アクションプロジェクト推進協議会の開催や構成団体の活動を通じた食と農業の持続性確保に向けた県民参加型運動の喚起
- ・産学官等と連携した誰もが健康になれる食環境づくりの基盤整備の推進
- ・市町との連携強化

とちぎの食と農業アクションプロジェクト

将来にわたって本県の食と農業の持続性を確保していくため、地産地消や食育の取組を一層充実・強化し、生産・流通・加工・消費に携わる者がお互いを理解し応援し合う、県民参加型運動です。

県、市町、関係機関・団体で構成する推進協議会では、本プロジェクトの推進に向け、県民が本県の食や農業に対する理解を深めながら、「買い物や食事等で県産農産物を積極的に選択する」、「家族で農業体験に参加する」、「食や農業への思いをSNSで発信する」など、「もう一歩踏み出した」応援行動を、自発的に、楽しみながら実践してもらえる環境・きっかけづくりに取り組んでいます。



② 県民と協働した運動の展開

各種啓発活動等を通じて、県民参加型の食育推進運動を全県的に推進します。

- ・記念日や推進月間等にあわせた普及啓発
- ・若者をメインターゲットとしたイベントやコンテストの開催等を通じた食と農業への自発的な行動を目指す県民参加型運動の展開
- ・健康長寿とちぎづくり県民運動「食べて健康！プロジェクト」の推進
- ・令和8(2026)年に開催する第21回食育推進全国大会※in とちぎの開催並びに開催を契機としたより一層の食育運動の展開

食育に関する各種記念日・推進月間

月間		週間・記念日	
6月	食育月間 牛乳月間	1日 4~10日	牛乳の日 歯と口の健康週間
8月	食品表示適正化強化月間 食品衛生月間 栃木県民牛乳消費拡大月間 ふれあい育む「家庭の日」強調月間	4日 31日	栄養の日 野菜の日
9月	健康増進普及月間 食生活改善普及運動月間 がん征圧月間 防災月間	1日 24~30日	防災の日 結核・呼吸器感染症予防週間
10月	とちぎ食育推進月間 健康長寿とちぎづくり推進月間 食品ロス削減月間		
11月	糖尿病予防・重症化防止強化月間	8日 22日	いい歯の日 とも家事の日
12月	食品表示適正化強化月間 栃木県民牛乳消費拡大月間		
1月		24~30日	全国学校給食週間
2月		1日	フレイルの日
3月		1~8日 11日	女性の健康週間 とちぎ防災の日
通年		毎月18日 毎月5と8のつく日 毎月19日 第3日曜日	とちぎ地産地消の日 栃木県民ごはんの日 食育の日 家庭の日

※ 食育について、国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互の連携を促進するため、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施する6月の「食育月間」における全国規模の中核的な行事として、国と都道府県等との共催によって開催されるもの。

施策の展開

(3) 食育を推進する体制づくりの支援



具体的な取組内容

①市町の推進体制づくりへの支援

県内各地において地域に密着した活動が展開されるためには、市町の果たす役割は大きいため、市町の食育に関する各種取組を支援します。

- ・市町食育推進計画策定の支援
- ・市町と連携した「とちぎの食環境アライアンス」に関する情報発信及び登録促進

②災害時に備えた取組の推進

近年頻度を増している災害に備え、各家庭の状況に合わせた食料備蓄を推進するなど、防災知識の普及・実践に努めます。

- ・県民自らの家庭内備蓄に関する普及啓発
- ・難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギーを有する者等に配慮した食品等の備蓄の推進

ローリングストック

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。

農林水産省の「家庭備蓄ポータルサイト」では、食品の家庭備蓄に無理なく取り組むためのガイドや、乳幼児、高齢者、慢性疾患・食物アレルギーの方などに向けて、家庭備蓄を行う際に必要な情報が公開されています。

(出典)農林水産省「家庭備蓄ポータルサイト」

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/index.html>



V 参考資料

1 ライフステージに応じた食育の推進

関係者の役割	ライフステージ	
	乳幼児期	学童・思春期
	 <p>0～5歳</p> <p>乳幼児期</p>	 <p>6～18歳</p> <p>学童・思春期</p>
ライフステージごとに身につけたい内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 味覚や咀嚼機能の発達が著しく、食べるこどりや生活習慣の基礎が確立される時期 ➢ 基礎となる食生活習慣の形成 <p>乳児</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食べるリズムを身につける ● 生活リズムを身につける ● 薄味の習慣を身につける <p>幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食べる楽しさを知る ● 食事のマナーを身につける ● おやつの食べる量、質、時間に気をつける 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭、学校を中心とした生活で、生活習慣が定着する時期 ➢ 心身の健やかな生活のための正しい生活習慣の形成 <p>小学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 望ましい食習慣を身につける <p>中学生・高校生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「食」の自己管理能力を身につける
家庭	<p>(乳幼児期～学童・思春期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食事作りの参加を促し、健全な食生活を実践するためのスキルを習得させる <p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常の食事に地域の特産物や郷土料理を取り入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族友人等と一緒に食べる楽しさや人と気持ちよく食事をするためのマナーを教える <p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家族や仲間と楽しく食卓を囲み、食を通じたコミュニケーションを心がける
学校・保育所 職場・高齢者施設等	<p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こどもへの食育を通じた家庭への普及啓発 <p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食等への県産農産物の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤情報による健康被害防止のための情報リテラシー教育の充実 <p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や地域と連携したこどもたちの年齢に応じた食育体験の機会確保
食品関連事業者	<p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各世代の健康な食事や食品の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品表示の理解促進と安全性啓発 ● 食品ロス削減に向けた取組の推進
保健・栄養 関係者	<p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発育、発達段階に応じた食べる力の育成 <p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの頃からの生活習慣病予防の指導 <p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病を予防する食生活の指導、情報提供
関係団体、 関係機関、NPO、 ボランティア等	<p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食育実践の場の提供(料理講習会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食に関する正しい知識の普及 ● 食の安全・安心、栄養成分表示等の情報発信
行政	<p>(乳幼児期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・計画的な食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食育推進計画の策定 ● 食に関する情報提供

19～29歳	30～64歳	65歳以上
青年期	成人期	高齢期
 <p>19～29歳</p>	 <p>30～64歳</p>	 <p>65歳以上</p>
<p>▶ 就職や健康、子育てなど自立した食生活を育む時期</p> <p>▶ 生活の健康を見つめた健全な生活習慣の形成</p>	<p>30～44歳</p> <p>▶ 生活習慣を改善し発生を予防する時期</p> <p>▶ 健康的な生活習慣の維持</p>	<p>45～64歳</p> <p>▶ 高齢期に向け、自分の生活習慣を見つめ直し、健康管理に努める時期</p> <p>▶ 自分の健康状況や活動状況に合った食生活の確立</p>
<p>(青年期～高齢期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 栄養バランスのよい食事を自己選択(購入・調理)する ● 食の情報を適切に判断し、日常生活に取り入れる ● 家庭・地域・職場等で共食を楽しむ ● 家庭の健康づくりを意識する <p>妊娠・出産の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母体の健康・胎児の成長と子育て時期を見据えた食生活の実践 	<p>定年退職の世代</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代へ食文化を伝承する場に積極的に参加する 	<p>子育て中の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに必要な「食」の知識を得る ● こどもの発達過程に応じた食育を実践し、基礎的な知識を得る
<p>(青年期～成人期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康的な食生活を実施し、生活習慣病の予防を心がける 	<ul style="list-style-type: none"> ● 摂食、嚥下機能に配慮し、食べやすく、飲み込みやすい食事を作る 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活の中に行事を取り入れ、行事食に触れる機会を増やす ● 学校や地域の食育体験学習、行事等に家族で参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 無駄な食品廃棄を発生させない意識と行動を促す ● 家庭の味、料理を継承する 	
<p>(青年期～成人期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診・特定保健指導の実施及び生活週間病予防の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・地域と連携を図り、栄養ケア・マネジメントの体制整備推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 郷土食・行事食の提供 ● 栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各世代に応じた体験機会の提供 ● 出前講座や都市農村交流を通じた消費者への適切な情報提供 	
<p>(青年期～成人期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産期を控えた親に対する食に関する指導、情報提供 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 生産、流通の過程を知るための食育体験学習機会の創出 ● コミュニケーションの場の設定 (子育て中の親のネットワーク等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共食の場の設定や配食サービスの提供を通じた孤立防止 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 食育啓発イベントの開催 ● 食育ネットワークによる関係団体の活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが健康になれる食環境づくりの基盤整備 	

2 とちぎ食育推進連絡会設置要領

(名称)

第1条 この会は、とちぎ食育推進連絡会（以下「食育連絡会」という）という。

(目的)

第2条 栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン」に基づき、食育に関する機関・団体等の連携・協力により、食育を総合的に推進することを目的とする。

(活動)

第3条 食育連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 次期栃木県食育推進計画策定のための意見聴取に関すること。
- (2) 「とちぎの食育元気プラン」に基づく食育推進に関すること。
- (3) 一体的な食育推進活動を行うため、関係者の相互理解と連携に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 食育連絡会の会員は、別表1に掲げる団体及び個人をもって構成する。

2 会員の活動は、自主的な活動を促すためボランティアとする。

(会長)

第5条 食育連絡会に会長を置き、会員の互選により、これを定める。会長の任期は2年とする。

2 会長は会務を総理し、食育連絡会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 食育連絡会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 食育連絡会は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 食育連絡会の事務局は、栃木県保健福祉部健康増進課、同農政部農政課、同教育委員会事務局健康体育課が担当し、主たる事務は農政部農政課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、食育連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成19年7月10日から施行する。

この要領は、平成22年5月19日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成23年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成23年9月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成24年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成28年3月3日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成28年7月14日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成30年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、令和元年5月28日から一部改正し、施行する。

この要領は、令和2年7月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、令和5年4月1日から一部改正し、施行する。

(別表1)

	区分	関係機関・団体等名		区分	関係機関・団体等名
1	消費者	栃木県生活協同組合連合会	17	教育関係者	栃木県保育協議会
2	消費者	栃木県市町村消費者団体連絡協議会	18	教育関係者	一般社団法人 栃木県幼稚園連合会
3	林業関係者	栃木県特用林産協会	19	教育関係者	栃木県地域婦人連絡協議会
4	栄養学 関係者	公益社団法人 栃木県栄養士会	20	教育関係者	栃木県PTA連合会
5	食品衛生 関係者	公益社団法人 栃木県食品衛生協会	21	教育関係者	栃木県小学校長会
6	栄養学 関係者	アイ・エフ・シー 栄養専門学校	22	教育関係者	栃木県学校栄養士会
7	保健栄養 関係者	栃木県食生活改善推進員 協議会	23	教育関係者	公益財団法人 栃木県学校給食会
8	商工関係者	一般社団法人 栃木県食品産業協会	24	行政	栃木県市長会
9	商工関係者	一般社団法人 栃木県商工会議所連合会	25	行政	栃木県町村会
10	商工関係者	栃木県商工会連合会	26	行政	関東農政局
11	商工関係者	栃木県中小企業団体中央会	27	行政	栃木県
12	農業関係者	栃木県農業士会	28	学識経験者	下野新聞社編集局
13	農業関係者	栃木県女性農業士会	29	学識経験者	宇都宮大学
14	農業関係者	一般社団法人とちぎ農産物 マーケティング協会	30	学識経験者	自治医大附属病院
15	農業関係者	公益財団法人 栃木県農業振興公社	31	学識経験者	アサヒクッキングスクール
16	農業関係者	栃木県農業協同組合中央会			

3 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためにには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健

全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、

「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の

生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環

境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関する

わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係

行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊娠婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の

成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようになるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協

力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第5期栃木県食育推進計画
とちぎ食育元気プラン
(2026-2030)

栃木県

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

保健福祉部 健康増進課
健康長寿推進班
028-623-3094

農政部 農政課
食育・地産地消担当
028-623-2288

教育委員会事務局 健康体育課
学校保健・給食担当
028-623-3418